
1. 中城村の概要と基本構想の目的

1. 中城村の概要

中城村は、明治 12 年（1879 年）の廃藩置県以降は、明治 29 年（1896 年）中頭郡に所属、そして明治 41 年（1908 年）の島嶼町村制で中城間切の 12 箇ムラ（字）と現北中城村域の 11 箇ムラ（字）の計 23 箇ムラ（字）で中城村が成立した。昭和 20 年（1945 年）の沖縄戦後、村は米軍施設によって南北に分断され、昭和 21 年（1946 年）に北部 11 字を北中城村として分村した。

中城村は沖縄本島中部地域の東海岸側に位置し、沖縄県の県庁所在地那覇市からおよそ 16 km 離れた北東側に位置している。東側は中城湾に面し、西側は宜野湾市、北側は北中城村、南側は西原町に隣接している。中城村は、沖縄県の南部及び中北部への移動の利便性があるため、朝夕の人の往来が多い場所に位置している。また都市計画区域では那覇広域都市計画区域に編入されており、総面積は、15.46 km²となっている。敷地形状は南北に 7.5 km、東西に 3.5 km となっており、そのうち農用地が 37%、宅地が 13%、原野が 16%となっている。

中城村は、中城湾側から沿岸地域、平坦地域、斜面地域、台地地域に大きく 4 つに区分され、沿岸地域と台地地域は高低差のある地形となっている。

平坦地域は、国道 329 号の東側に広がる海拔 10m 以下の沖積低地で集落の立地や農用地利用を主としている。斜面地域は平坦地域の西側、南北に帯状に連なっており、村の自然環境の骨格となり、豊かな生態系を育む場所である。さらに斜面地域の西側は台地地域となっており、宜野湾市と隣接した地域である。



沖縄本島地図



中城村周辺地図

2. 庁舎の現状と基本構想の目的

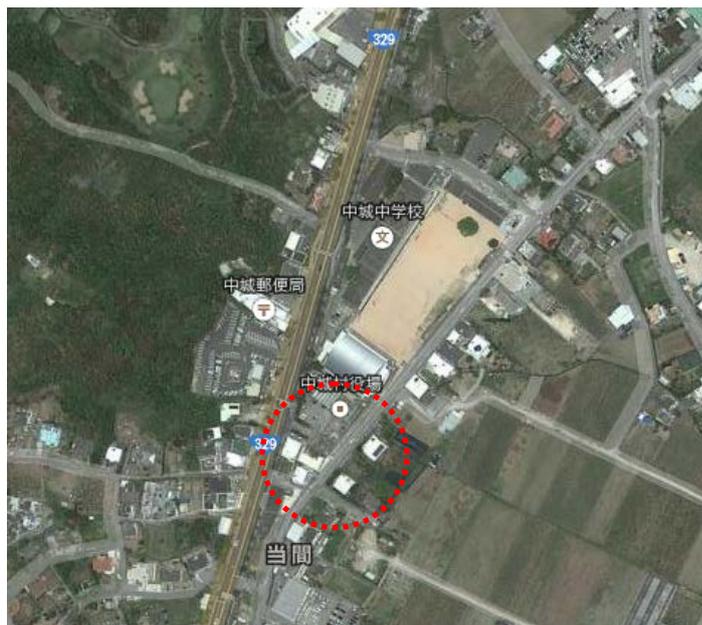
現庁舎は昭和 40 年に現在の建物の一部が建設され、以後幾度かの増築等が行われ現在の庁舎状況になっている。建築後約 47 年が経過し、建物の経年劣化や繰り返し行われた増築等による機能性と耐震性において、問題が生じた状況となっている。建物は、鉄筋の爆裂等によるコンクリート片の落下、建物内部の仕上げの剥がれ、また雨漏り等の問題が生じている状況である。また、建物自体の耐力の低下は、防災拠点としての庁舎の役割を果たすことが困難な状況でもある。庁舎は村民へのサービスを行う施設であるが、現庁舎は、敷地が前面道路とレベル差があり、また施設の狭あい化等による建物利用の不便さがあるため、様々な人々へのサービスが難しく、ユニバーサルデザインや沖縄県の福祉のまちづくり条例等に対応していくことが難しい状況となっている。

さらに、行政需要の増加や業務の多様化、また窓口や組織の分散化等により、村民の利便性・事務処理の効率性の低下を招く状況となっている。

このような状況解決のため、現庁舎の新庁舎建設にむけての基本的な考え方を策定していくことが必要である。

新庁舎は、一自治体の庁舎としてだけでなく、周辺の市町村をはじめとする広域行政、生活文化圏の拠点として、地域の発展と魅力的な都市圏の形成に努める役割を担う必要がある。

「中城村新庁舎建設基本計画策定」は、これまでの新庁舎建設をめぐる検討と沖縄県における中城村の役割を踏まえて、本村が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎の指針となる基本的な考え方を示すものであり、今後策定される「基本設計」「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものである。



中城村庁舎位置



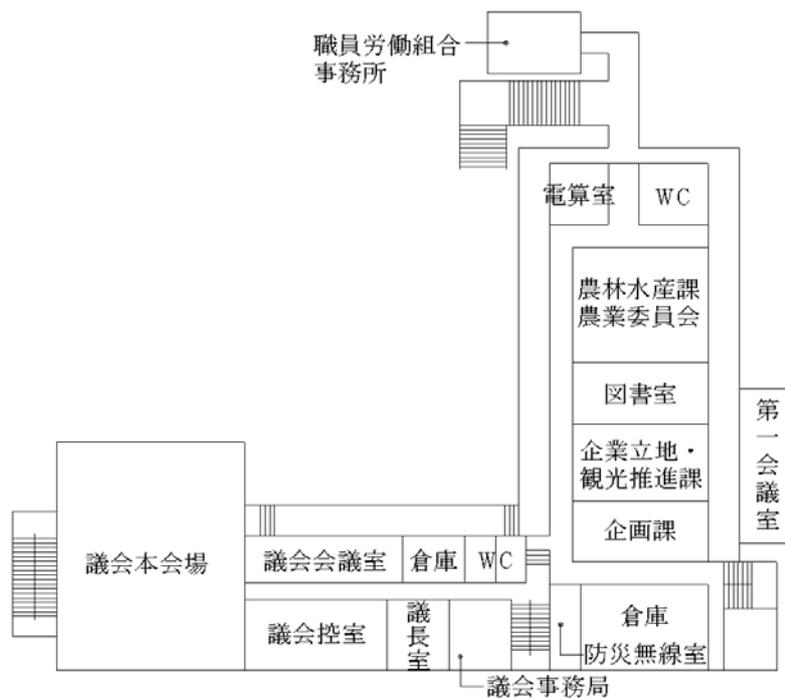
現中城村庁舎

2. 本庁舎の現況

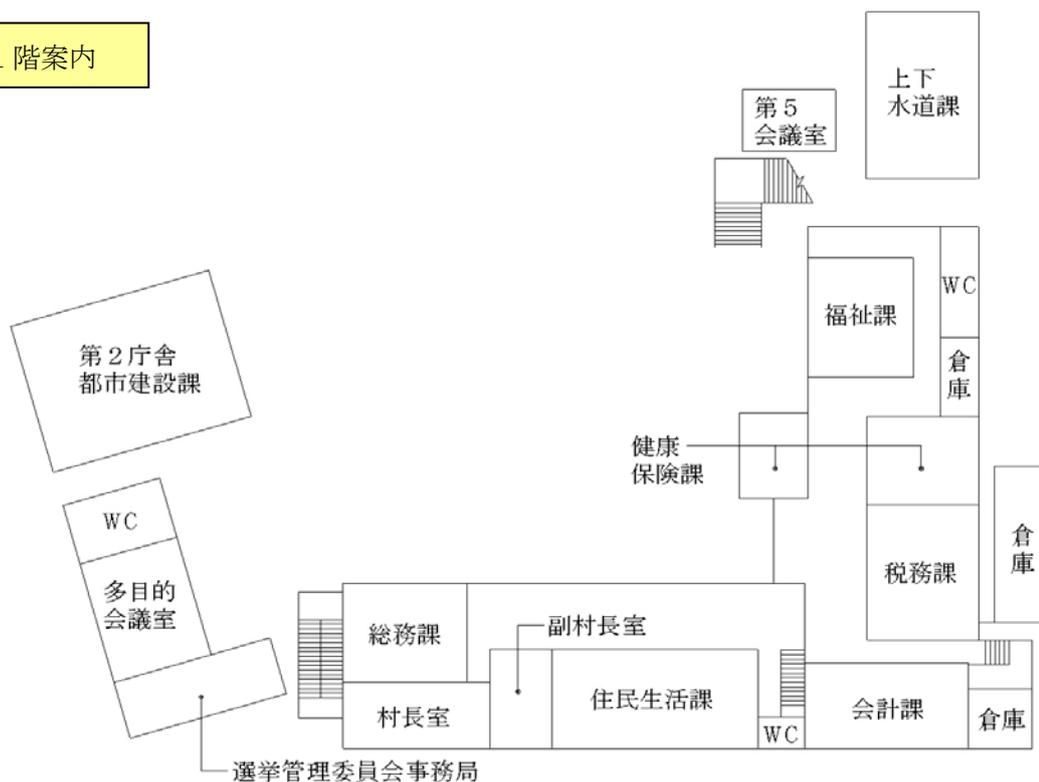
1 建物の概要

現庁舎は昭和 40 年に建設され、人口増加等による業務の拡大により、増築及び第二庁舎の購入等により、現在に至っている。

庁舎 2 階案内



庁舎 1 階案内



3. 庁舎の現状と課題

□ 庁舎の現状

現庁舎は昭和40年に建設され、既に建築後47年が経過しており、建物はもとより、設備等の老朽化が進み、維持管理費も増大している現状である。

耐震性の課題や人口増による職員数の増加により、全ての村政の機能を集約することが困難な為、増築を重ねた結果、庁舎内が狭く複雑になり、部署の配置がわかりづらいため、村民の利便性が損なわれている。

バリアフリーの対応など、社会情勢の変化や村民意識の変化によって新たにクローズアップされてきた防災拠点施設としての庁舎機能、村民スペースの確保、環境問題への配慮など時代の変化へも対応できない状況である。

このような状況は、勤務する職員にとっても、業務執行の効率性に欠ける状態となっている。



【中城村役場本庁舎】



【多目的会議室】



【中城村役場第二庁舎】



□ 現庁舎の現状と課題

現庁舎における現状と課題を下記に示す。

(1) 耐震性の不足による防災拠点機能への不安

村民の命と財産を守る本庁舎は、危機管理機能を備えた防災拠点であり、また、災害発生時にはいち早い復旧・復興を図るための拠点として、重要な役目があるが、現庁舎は耐震性が不足しており、震災発生時にはその役目を十分に果たせない状況である。

また、近年、全国各地で大規模な地震や台風など自然災害が頻発しており、これら様々な事例から防災拠点の充実を検討する必要がある。



(現庁舎)

課題

- ◎ 耐震性の向上を図る必要がある。
- ◎ 大災害を想定した防災拠点機能の強化を図る必要がある。

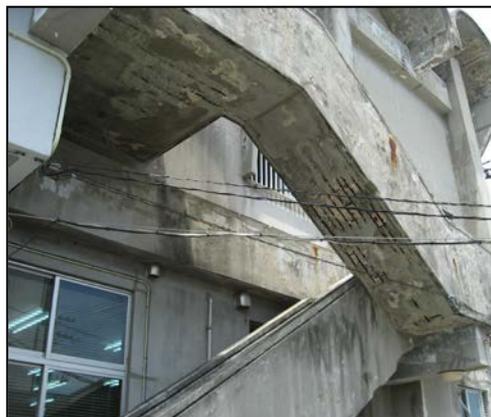
(2) 老朽化による安全性の低下

外壁の剥離・落下や鉄筋の腐食等、老朽化の進行により安全性が低下している。

応急対策として、外壁改修工事及び設備改修工事を行うなど維持補修に努めているが、年々維持管理に要する経費が増加する傾向にある。



(鉄筋の腐食)



(外壁剥離)

課題

- ◎ 村民が安心して庁舎を利用できるよう、早急な老朽化対策を図る必要がある。

(3) ユニバーサルデザインへの対応の限界

建設当時、障害者や高齢者に配慮した計画に対する考え方が、一般的な施設計画に根付いていなかったため、現庁舎もバリアフリーへの対応が十分とはいえない状況である。

敷地内の駐車場や駐車場から施設への出入、建物内の通路幅や多目的トイレのスペース確保等、建物の構造からユニバーサルデザインへの対応は限界となっている状況である。



敷地内入口



建物入口・駐車場



建物入口



敷地内駐車場



建物内段差



建物内スロープ

課題

◎ユニバーサルデザインへの対応は限界となっており、根本的解決を図る必要がある。

本庁舎のユニバーサルデザイン対応状況

庁舎名	本庁舎	第二庁舎	多目的会議室
スロープ（敷地内）	△	×	○
エレベーター	×	×	—
身障者用トイレ	×	×	○
オストメイト	×	×	○
点字	△	×	△
車いす使用者用駐車場	○	×	○
出入り口幅	○	△	○
廊下幅	△	△	○
階段	△	△	—

○：対応有り △：対応はあるが不十分 ×：対応なし —：対象外

(4) 窓口の狭あいによる行政サービスの限界

村民のニーズの多様化や事務作業量の増大により、窓口の狭あい化が進み、待合スペースや執務スペース、相談室などの確保に影響を与えている。

また、第二庁舎の購入及び増築等の対策を行っているが、窓口の分散化による村民の利便性と行政効率の低下を招いている状況である。



(1階 村民窓口)



(1階 村民窓口)

課題

- ◎ 村民の利便性を高めるため、窓口の狭あい・分散化について、見直しを図る必要がある。
- ◎ 窓口カウンターとの執務スペースが分離できず、セキュリティー面に課題があり、見直しを図る必要がある。

(5) 村民協働の拠点となる施設の不足

地域のつながりや村民の心の絆を育む、村民協働による自主的で自立した村民主体のまちづくりを積極的に進めていく必要があるが、村民活動にとって大切な情報の受発信を導く、身近な活動の拠点となる施設がない状況である。



(吉の浦会館)

課題

- ◎ 村民協働によるまちづくり活動を推進するため、新たな拠点施設を配置する必要がある。

(6) 高度情報化への対応の限界

床上ケーブルを配線するなど、情報通信機器の拡張に対するスペース確保等が困難な状況にあり、今後も更なる高度情報化の進展が予想されるが、情報通信機器等の設置及びスペース確保ができない状況となっている。



課題

- ◎ 高度情報化の進展など、今後見込まれる多様なニーズに対応できないことから見直しを図る必要がある。

(7) 駐車場不足

本庁舎の駐車場は、本庁舎敷地内の駐車場を使用しているが、来庁者の多い繁忙期などには本庁舎敷地から国道 329 号を渡ったところにある職員駐車場の利用を行っている。しかし、二カ所の駐車場が満車となる際は、国道 329 号に駐車待ちをする車が列をなしている状況である。



(敷地内駐車場)



(職員駐車場)

課題

- ◎ 国道沿いにあるため、出入口付近の安全の確保が必要である。
- ◎ 高齢者、障害者、妊産婦や子連れの方への駐車スペースの確保が必要である。

4. 新庁舎の必要性

現庁舎は、前述のように多くの問題点があり、特に、地震等による災害に対して建物として耐えられる構造でないという現状は、災害時における村民の生命の保護や、安全を確保するための救助活動及び復旧作業の拠点としての役割を果たすことへの大きな不安材料となっており、耐震補強工事を実施しても、それに要する費用やその後の耐用年数などを考慮すると、建替えることが望ましいと判断される。

また、人口増加等による行政需要の増加に伴い執務室の狭あい化が進み分散化され、動線がわかりにくいなど、村民の利便性が大きく損なわれており、地方分権の進展等に即応する機能の整備も難しい状況にある。

来庁者が各種手続き等施設利用を行う際に、庁舎内の移動に際しわかりやすく、又、相談及び休憩スペースを持ち、閲覧スペース等の提供など、村民サービスをより一層充実させるためには、現庁舎では限界がある。

駐車場については、現庁舎敷地内の駐車場では台数確保ができず、職員駐車場も利用できるが、国道 329 号をまたいだ場所にあるため、施設利用において支障をきたしている状況である。また現施設において、敷地が狭いため駐車台数を増やす計画は不可能である。

庁舎は、訪れる村民の立場や視線を最優先し、様々な配慮を施した施設であることが求められているが、現庁舎は、障害者、高齢者及び子供等が安心して利用できるユニバーサルデザインに対応するには、全面的な改修を行ったとしても対応が難しい状況である。

このように現庁舎では今後の社会状況等の変化に対し、行政機能の充実及び村民サービスの向上や安全の確保等を図ることは困難であり、部分的な改修や暫定的な施設増設では抜本的な改善には至らないことから、新庁舎の建設は早急に取組まなければならない重要課題であり、「中城村第四次総合計画」においても、効率的な村民サービスの提供が可能な施設整備を基本施策として位置づけている。

5. 新庁舎の基本理念

庁舎は、村民に対し、「福祉や保健、教育に関するサービス」や、「水道・道路・住宅といった都市基盤の整備、農林水産業・商工業といった産業の振興に関わる施策」、「出生、転出入などの手続きといった村民生活に関わる行政事務」を行う役割がある。また、それぞれの事務に応じて必要な機能や重要な情報が多く、いかなる場合においてもこれらの機能を存続し、情報を保守する義務がある。さらには、高い耐震性や安全性を確保した建物であることはもちろん、大地震等の発生時には救援・救助活動や災害復旧活動を迅速に行うための機能を有し、また、情報の収集・発信をする防災拠点としての役割を果たし、電気・通信の非常機器や生活物資などの防災備蓄を確保するための設備も整備する必要がある。

また、少子・高齢化の急速な進展、地方分権の推進など、厳しい財政状況の中、村民と行政が対等の立場で相互に補完し合う協働のまちづくりを推進していく必要があり、身近な課題に対し住民自らが協議し、解決できるような自治体を確立するために、住民自治組織及び行政の執行機関が連携できるような活動拠点の整備の必要性が求められている。

また、中城村は昭和 55 年から平成 25 年 7 月の期間で約 8 千人の人口増加があり、現在、約 1 万 8 千人の人口となり、人口増加にともなう村民へのサービスを行うための施設としては狭あいな施設となっている。

これからの庁舎は、村民に対しわかりやすく、利用しやすい場として、また、村民の視点に立った効率的な行政運営が可能で、村民が納得し、満足できるサービスを提供できる場として、広く親しまれる施設計画を行う必要がある。

また、施設に訪れる人々、高齢者及び障害者の人々が、不安を感じることなく安心して施設利用が可能な計画とするために、施設のわかりやすさ・利用しやすさ及びユニバーサルデザイン等を取り入れた安全性の高い計画を行う必要もある。

村民と行政との「協働によるまちづくり」がますます重要視されている中で、村民参加を促すサポート機能や、活動に関する情報提供機能、広報機能などを強化した村民協働の拠点施設とし、村民の立場からの発想をいかした、新たな時代にふさわしい計画の推進を図る必要がある。

以上のことから新庁舎の建設にあたっては、村民の暮らしや情報を守り、村民に安全・安心なサービスの提供ができるよう、中城村第四次総合計画で定める『心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～』の拠点となる施設づくりを目指した計画を行うため、基本理念を以下のように設定し、計画を行う。

1. 村民にわかりやすく、利用しやすい庁舎
2. 人にやさしい庁舎
3. 村民に親しまれ、愛着を持てる庁舎
4. 効率性・機能性を重視した経済的な庁舎
5. 村民の安全・安心な暮らしを支える庁舎
6. 環境に配慮した自然にやさしい庁舎

6. 庁舎の役割と新庁舎の整備方針

庁舎整備を行うにあたり、新庁舎に求められる庁舎像を検討するための役割について以下の内容にて検討を行う。

庁舎の役割として、第一に、「村民の生活の状況や節目ごとに様々な支援サービスを提供する中核的な公共施設としての役割と、それを支える行政活動の拠点・職員の執務空間としての役割」が求められている。

さらに今後は、「災害時の防災拠点として村民の安全を守る役割」、「環境への取り組みを先導して行っていく施設としての役割」もますます重要となり、これらの役割を果たすための具体的方針として、庁舎の4つの役割と新庁舎整備6つの方針の計画を行った。

役割Ⅰ

村民サービス

庁舎は、村民をはじめとした来庁者に対して、質の高いサービスを提供する施設であることが求められる。

《基本方針1》利用しやすい庁舎

分散する庁舎を可能な限り集約化するとともに、村民の利用が多い届出、申請や相談などの窓口サービスの利便性を高めることで、村民のニーズにあった、便利で利用しやすい庁舎を実現する。

《基本方針2》人にやさしい庁舎

高齢者や障害者、小さい子どもを連れた親子、あるいは外国人など、様々な人が利用する村庁舎では、誰にとってもわかりやすく、使いやすい施設として、ユニバーサルデザインを導入するなど、利用者の視点に立った人にやさしい庁舎を実現する。

《基本方針3》親しまれる庁舎

地域の活性化やコミュニティ活動の更なる発展のため、村民と行政の協働による活動を支える拠点、あるいは村民が気軽に足を運び、様々な情報交換や交流を可能とする場所として、明るく開放的で村民に親しまれる庁舎を実現する。

ユニバーサルデザイン : 年齢、性別、身体状況、言語などの違いに関係なく、全ての人にとって使いやすい製品や環境のデザイン

コミュニティ活動 : 一定の地域を基盤とした住民の組織・集団（コミュニティ）が、自主的・主体的に地域社会の課題解決などのために行う活動のこと

役割Ⅱ 行政事務

庁舎は、様々な行政事務を職員が効率よくおこなうための職場環境とすることが求められる。

《基本方針4》 機能的・効率的な庁舎

適正な執務空間を確保するとともに、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、あるいは情報化の進展など、様々な変化に対応できる空間・設備を導入し、機能的で効率的な柔軟性の高い庁舎を実現する。

役割Ⅲ 防災拠点

庁舎は、災害時において、村民の生命を守るための防災拠点となり、災害対策活動の司令塔としての役割を果たすことが求められる。

《基本方針5》 安全・安心な庁舎

耐震性を確保し、安心して利用できる建物とするとともに、災害発生時には、災害対策活動の中核として、村民の生活を守り、迅速な支援や復旧活動を行うことができる様々な機能を備えた、安全・安心な庁舎を実現する。

役割Ⅳ 環境先導

庁舎は、自然環境への負荷軽減やライフサイクルコストの低減など、環境共生の先導的役割を果たすことが求められる。

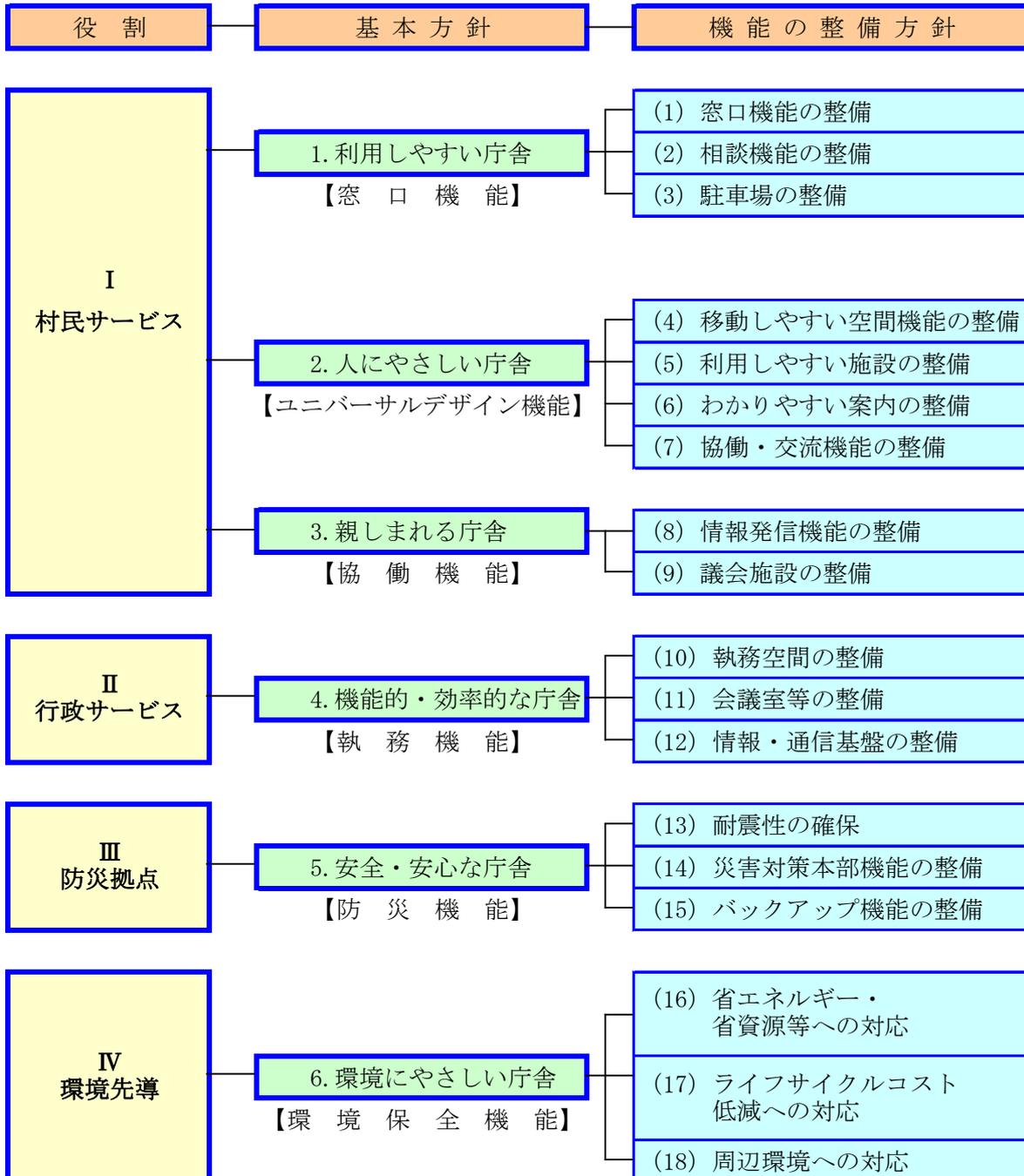
《基本方針6》 環境にやさしい庁舎

省エネルギー化や省資源化の推進、自然エネルギーの積極的活用などを通じて環境負荷の低減に寄与し、地球にやさしい庁舎を実現する。また、維持管理にすぐれた構造や材料の導入などにより、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を目指す。

ライフサイクルコスト : 建築物などの企画、設計、施工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過による解体するまでを建物の生涯と定義し、その期間に要する費用

□ 新庁舎機能の整備方針

庁舎の役割と基本方針、さらにそれを具体化していくため新庁舎機能の整備方針をまとめ、以下のとおり体系化を行う。



《 基本方針 1 》 利用しやすい庁舎

【機能整備の方針】(1) 窓口機能の整備

現在の庁舎は、事務の増大に伴う狭あい、また、増築の繰り返しによる入り組んだ構造のため、村民が利用する窓口が庁舎の各所に分散し、十分な待合空間もない状況となっている。

窓口サービス向上のため、一カ所でサービスを行える『ワンストップサービス窓口』の導入もあるが、新庁舎では、転入・転出などの住民移動の届出、出産・婚姻などの戸籍の届出、住民票などの証明発行、国民健康保険や国民年金、福祉に関する窓口を、庁舎の1階に集約して配置することで、手続きにかかる移動距離を出来る限り短くするとともに、窓口サービスで最も利用件数の多い、住民票、印鑑登録証、納税証明書などの証明発行を専門で取り扱う窓口を設置して手続きの時間の短縮化を図ることにより、利用者の利便性を高めるものとする。

■ 整備方針

①ワンフロアサービス窓口（総合窓口）

- 庁舎の1階に利用が多い窓口を集約して配置する『窓口集約型の総合窓口』の導入の検討を行う。
- 利用の多い証明書を一元化して発行できる『証明書発行専用窓口』設置の検討を行う。

②待ち時間

- 総合窓口には、窓口の集約に対応したゆとりある待合空間の整備及び検討を行う。



(イメージ例) 総合窓口：福岡県粕屋町

ワンストップサービス：一カ所または一回で様々な行政サービスを提供し、手続きを終えることができる仕組み

現在の庁舎は、個室の相談室が少なく、窓口に仕切り板が設置されていないなど、窓口においてプライバシーが十分確保されていない状況にある。窓口機能は、村民生活全般に関する相談、生活保護・子育て、または村税などの村民からの相談など、様々な相談業務を行う場所である。

窓口機能の整備方針として、相談者のプライバシーに配慮しながら、多様な相談に対応できる環境を整備していくものとする。

■ 整備方針

①相談室

- プライバシーに配慮された共用の個室相談室を設置するとともに、主に相談を行う部署が配置された低層階には専用の相談室を確保する。



プライバシーに配慮した相談窓口の参考例
(千代田区役所)



打合せスペースの参考例

【機能整備の方針】(3) 駐車場の整備

現在の庁舎は、敷地内の駐車場が狭く、近隣に設けられた複数の駐車場により駐車台数を確保しているため、ピーク時には本庁前の国道 329 号に 10 台以上の駐車を待つ車両の列ができる場合もある。

この不足台数を確保することにより、周辺道路における混雑緩和を図るとともに、交通環境の向上にも対応した駐車場整備を行うものとする。

なお、駐車場の活用として、既存の公共交通機関（バス、タクシーなど）の利用促進を図りながら将来的な交通体系の検討状況も踏まえ、駐車場以外の利活用（災害対策など）も視野に入れるものである。

■ 整備方針

① 駐車場

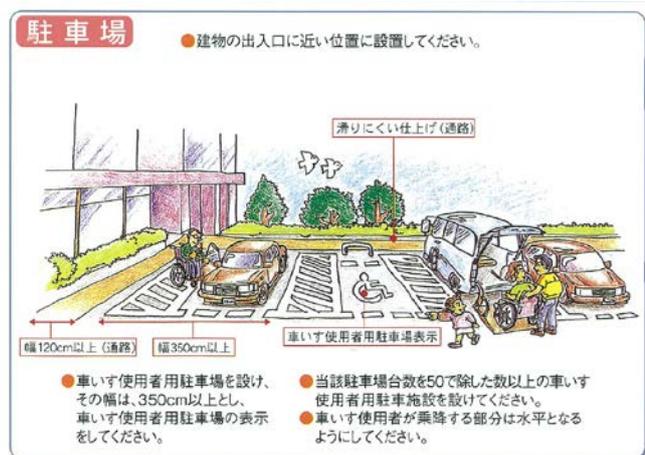
- 駐車場への駐車待ち車両のための予備スペースを計画する。
- 必要駐車台数を確保し、スムーズな駐車ができる計画を行う。



庇付きの思いやり駐車場の例



思いやり駐車場の例



沖縄県福祉のまちづくり条例

《 基本方針 2 》 人にやさしい庁舎

【機能整備の方針】（4）移動しやすい空間の整備

現在の庁舎は、狭あいのため車いすが通行できないほどの狭い廊下や、庁舎を増築した際に生じた段差など、移動空間のバリアフリー化が行いにくい状況となっている。

庁舎は、高齢者、妊産婦、障害者など、様々な人々が利用する施設であり、今後の高齢化率の高まりを考慮すると、高齢者の来庁も増えることが予想される。

このような利用者に配慮しながら、全ての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの実現を目指すものとする。

■ 整備方針

① 共用部分

- 通路などの共用部分は、「高齢者、障害者等への移動等の円滑化の促進に関する法律」の「誘導基準」以上を目指した幅や機能を確保する。
- 敷地入口及び駐車場などから庁舎への導入路についても、円滑な動線を確保する。



休憩スペースの例



出入口 誘導表示の例

【機能整備の方針】（５）利用しやすい設備の整備

現在の第一庁舎には、車いすで利用できるトイレがなく、多目的会議室のある建物に設置されている多機能便所が一か所あるのみで、本庁舎と離れた位置にある。また、授乳やオムツ交換ができる場所も少なく、高齢者や障害者、あるいは子連れの利用者など、誰もが安心して利用できる設備が整っていない状況となっている。

このため、庁舎内のトイレや窓口カウンターなど、設備をユニバーサルデザインの考え方に基づき整備を行うものとする。

■ 整備方針

①トイレ

- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた『誰でもトイレ』を、『高齢者、障害者の移動等の円滑化促進に関する法律』の「誘導基準」以上を目指し設置する。

②授乳室・キッズスペース

- 子育て関連の窓口に伴設して、授乳室・キッズスペースを設置する。



多目的トイレ参考例



キッズスペース参考



授乳室参考例

- 高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律：

高齢者、障害者、妊産婦などが、移動や施設を利用する際の利便性や安全性の向上を促進するため公共交通機関や公共施設のバリアフリー化を推進するため制定された法律

- 誰でもトイレ：ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者、車いす利用者、子供連れの人、オストメイ
トなど、できるだけ多くの人が利用できるよう設計されたトイレ。

- キッズスペース：親が手続きしている間に子供が安心して待っていることができる場所。

【機能整備の方針】（6）わかりやすい案内の整備

現在の庁舎は、増築等による入り組んだ構造になっている。また、庁舎内に効果的な案内表示も行われていないため、行きたい課にたどり着きにくい状況となっている。

新庁舎では、ワンフロアサービス窓口の整備にあわせ、『迷わない窓口サービス』を提供する為の総合案内の充実や、全庁にわたって誰もがわかりやすい案内表示の整備を行うものとする。

■ 整備方針

①総合案内

- 庁舎入口及び一階のワンフロアサービス窓口内に「総合案内」及び「案内係」の計画の検討を行う。
- 案内は、標準化を図るとともに、組織改正にも柔軟に対応できる形式を検討する。



総合案内（案内係り）イメージ



わかりやすい案内表示 参考例



待ち人数の案内表示 参考例

《 基本方針 3 》 親しまれる庁舎

【機能整備の方針】（7）協働・交通・交流機能の整備

地域コミュニティの活性化、まちづくりや防犯・防災への取り組みなどの様々な行政課題に対して村民と行政とが協働した活動、または村民による自主的な取り組みが欠かせない状況となっている。

このため、これからの庁舎には、単に行政サービスを提供するだけでなく、多様な村民活動を支え、村民同士の交流を促す拠点として、必要な機能を備えていく必要がある。

■ 整備方針

①多目的スペース

- 一時的に広い空間を必要とする行政事務やイベントに利用できる多目的スペースを設置する。

②村民活動支援スペース

- 打合せコーナーや印刷機などの機材が設置された村民活動支援スペースを設置する。

③食堂・売店

- 村民が利用しやすい売店・食堂の設置を検討する。



村民も利用できる・誰もが自由に立ち寄ることのできる空間の例

【機能整備の方針】（８）情報発信機能の整備

現庁舎は、村民への情報提供機能が各課へ分散しているため、様々な情報を村民へ提供する情報発信機能が利用しづらい状況である。

様々な情報を集約することで、村民へ積極的な村政情報の提供を行うとともに、多様化する村民のニーズに対応していくためには、村民による地域の活動を含めた総合的な情報発信機能が必要と考えられるため、庁舎を起点として多様な媒体による総合的な情報提供を行っていく空間の設置検討の必要がある。

■ 整備方針

①総合情報コーナー

- 村政や地域活動の情報を紹介する『総合情報コーナー』設置の検討を行う。



総合情報コーナー



展示コーナー



総合情報発信スペースのイメージ

【機能整備の方針】(9) 議会施設の整備

現在、議会機能は本庁舎2階に配置されているが、議会は、機能的独創性を維持する一方で、村民が身近に感じられる場としての環境整備が必要である。

新庁舎では、議場のほか、議会活動に必要な諸室を可能な限り1つの階に集約するとともにユニバーサルデザインを考慮した傍聴席の充実や、インターネットなどを活用した情報発信により、開かれたイメージづくりを行っていく必要がある。

■ 整備方針

① 議場・傍聴席

- 議場は、議員定数に応じた規模を確保する。
- 傍聴席は、円滑な議会運営のため、議場から独立した空間としながら、車いす利用者のための広さなどを確保する。

② 委員会室

- 委員会室は、3つの常任委員会が同時開催できる必要な室数を確保する。

③ その他・議会活動のための諸室

- 議員控室は、議員数や会派の増減に対応できる柔軟な構造とし、議長室など、議会活動に必要な諸室について整備を行う。
- 議場及び委員会室に隣接して、関係職員の控室を設置する。
- 議会開催時期以外の活用方法の検討を行う。



議場参考例



車いす用傍聴席と記者席

■ レイアウト変更例



■ 議場参考例



【機能整備の方針】(10) 執務空間の整備

現在の庁舎の執務室は、村民サービス窓口部署において、職員一人あたりの執務空間が狭く、執務室内を職員が移動する空間や事務に必要な書類の保管もできない執務環境となっている。

事務処理を効率的かつ円滑に行うため、総務省の地方債同意基準にある職員一人辺り 4.5 m² に準じた執務及び打合せ空間を確保するとともに、個人や行政情報の漏洩に配慮しながら、村民のニーズの多様化や複雑化に伴う行政需要の変化、あるいは地方分権の推進による国、県からの権限移譲事務の増加など、様々な社会変化に伴う業務内容や組織体制の見直しにも柔軟に対応できる、開放的で明るい執務空間とする。

■ 整備方針

① 執務室

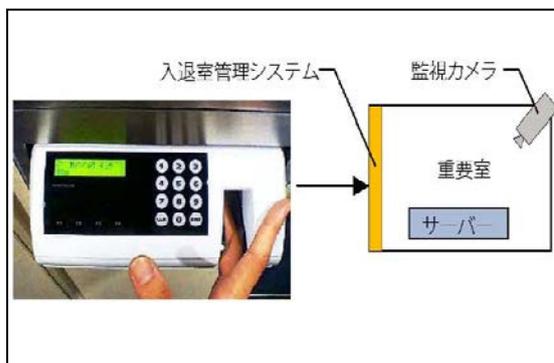
- 国基準を含めた利便性を考慮した執務空間を確保する。
- 執務空間には、各課の間に間仕切りは設けず、机やイスなどの什器類の大きさ、配置と執務室のレイアウトを統一化した、引っ越し経費の削減にも効果あるユニバーサル・フロアを導入する。

② 打ち合わせや作業などのための共有スペース

- 日常的に必要な打ち合わせや作業、OA機器が設置できる共有スペースを配置する。
- 関連する外部施設の職員が待機できる共有スペースの確保も検討する。

③ セキュリティ対策

- 執務空間のセキュリティ確保のため、窓口階におけるシャッター設置、必要箇所への防犯カメラの設置、及び鍵の管理についても別途検討する。



セキュリティ計画のイメージ



執務スペース参考例：犬山市

OA機器：コンピューターやコピー、FAX等の情報関連機器

【機能整備の方針】(11) 会議室、書庫・倉庫等の整備

現在の庁舎内の会議室は絶対数が不足しているため、必要な時に会議室が確保できない状況にある。選挙や納税事務に伴う、郵便物の大量発送作業や書類を広げておこなう作業のための場所がないことから、やむを得ず会議室を作業場所として専有している状況も見られる。

また、書類の保管については、庁舎内に定められた期間を保管しておくだけの書庫・倉庫等がないため、廊下や階段または他の室内に保管を行っている状況となっている。

不足している現状を考慮した必要な数・広さを整備しながら、特に書庫・倉庫等については、将来の事務量の変化にも対応できるようにするとともに、これらをできる限り共有化して効率的に運用していくものとする。

■ 整備方針

①会議室

- 現在の不足状況を解消できる数を確保した、全庁共用の会議室を整備する。
- 各課に打合せコーナー等のスペースの検討を行う。

②書庫・倉庫等

- 全庁共用の書庫・倉庫等を配置するとともに、法令等に基づく保管文書などについては、専用の保管スペースを確保する。



大会議室参考例：碧南市



参考事例：つくば市書庫



参考事例 書庫スペース（邑楽町）

【機能整備の方針】(12) 情報・通信基盤の整備

現在の庁舎では、執務室内で個別に管理しているサーバーが一部にあり、また、執務室内では、LAN、電話、電気コードといった配線が交差した状況となっているため、セキュリティ対策や組織改革などに支障が生じている状況にある。

将来にわたり事務処理を効率的かつ円滑に行い、情報流出や災害時の情報保護を図っていくため、入退室などのセキュリティや空調などの整備が十分管理された情報管理室を設置し、情報・通信機器などの一元管理を行うものとする。

■ 整備方針

①情報管理室

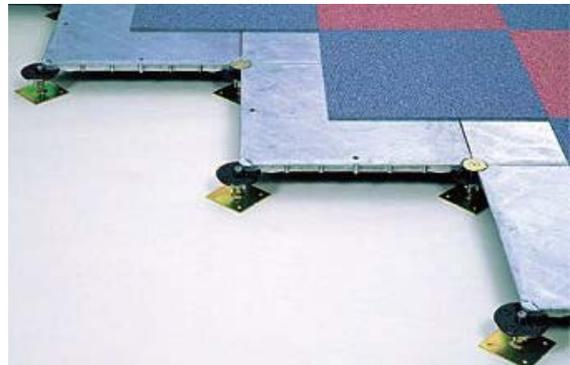
- 情報管理室を設置し、個別管理のサーバーも含め集中管理を行う。

②フリーアクセスフロア

- 床下に一定の配線空間を設けたフリーアクセスフロアを導入する。



管理室サーバーのイメージ



フリーアクセスフロアのイメージ

サーバー：コンピューターのネットワーク上にあり、様々な情報の保管、提供を行う機器

LAN：ローカル・エリア・ネットワークの略で、職場などの限られた範囲内で構築されたネットワーク

フリーアクセスフロア：各種配線を床下に露出させることなく、床下に電力や電話、LAN ケーブル等の配線用のフロア構造

【機能整備の方針】(13) 耐震性の確保

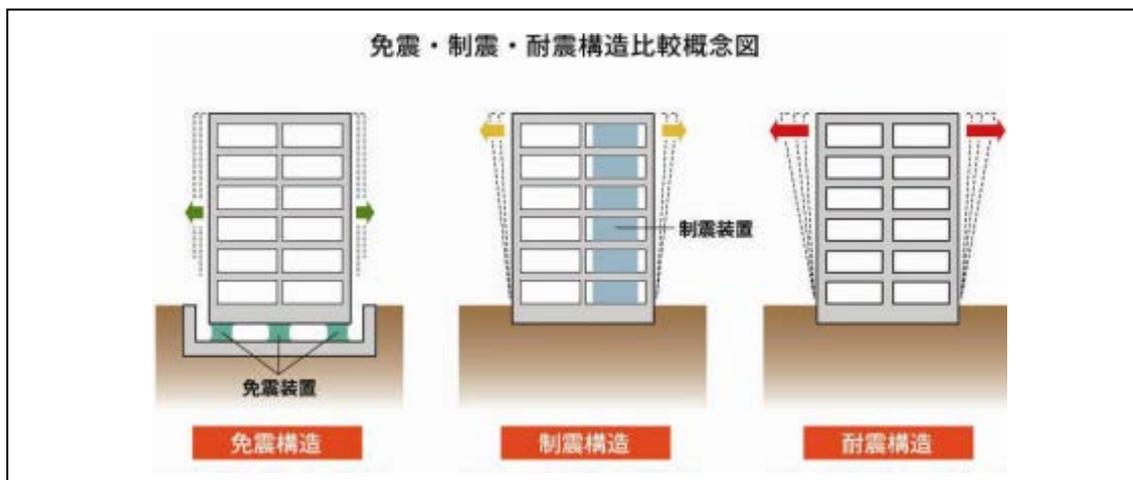
現在の庁舎は、震度6強を超えるような大地震が発生した場合、庁舎が倒壊し、防災拠点として機能ができないことが予想される。

庁舎は平常時の利用者への安全の確保だけではなく、震災発生直後から災害対策活動の拠点施設として、また、その後の行政機能を維持する観点から、震度6強から7程度の大規模地震に対しても倒壊などせず、庁舎としての役割が継続できる建物構造としていく。

■ 整備方針

①建物構造

- 本庁舎は、「官庁施設の総合耐震計画基準」で求められている最高水準の安全性を確保するため、防災上の機能に着目し、地震発生時に建物内部の被害や職員の発動対応にも影響が少ないと考えられる、免震構造を含めた様々な耐震手法を検討する。



【機能整備の方針】(14) 災害対策本部機能の整備

他市町村において東日本大地震時、災害対策本部が設置されたが、常設の災害対策本部を有していなかったため、震災直後に災害情報の収集・発信ができず、また、委員会室を災害対策本部としたため、数ヶ月にわたって通常業務に支障をきたすこととなる状態になった例がある。

このため、新庁舎においては、災害対策・支援活動に必要となる諸室を一体的に整備し、また、県をはじめ関係機関と連携した救助・救援活動が円滑に行える計画を行う。

■ 整備方針

① 災害対策本部室

- 緊急時に迅速かつ円滑に支援活動が開始できるよう、『災害対応事務局開設室』と『災害対策本部会議室』の常設設置の検討を行う。
- 『災害対策本部会議室』などについては、平時には、議会及びその他の会議にも活用できるものとする。
- 災害対策・支援活動に必要となるその他の諸室についても、災害対策事務局開設室に併設して配置検討を行う。

② 備蓄倉庫

- 支援活動と行政活動を行う職員及び地域住民への資材と十分な食料の提供を行うための備蓄倉庫の設置検討を行う。



防災対策室：参考例



災害対策本部にもなる会議室の例



イメージ写真：【防災備蓄倉庫】

【機能整備の方針】(15) バックアップ機能の整備

現状は、本庁舎の周辺に分庁舎や事務所が分散しているため、これに伴い被災時に必要となる庁舎機能も分散しており、十分な事業の継続を確保できるだけのバックアップ機能が整備できていない状況である。

新庁舎の整備にあたっては、分散する庁舎を集約しながら、ライフラインのバックアップ機能を積極的に導入し、電源及び飲料水等、ライフラインが遮断された場合でも災害対策・支援活動が維持できるように検討を行う。

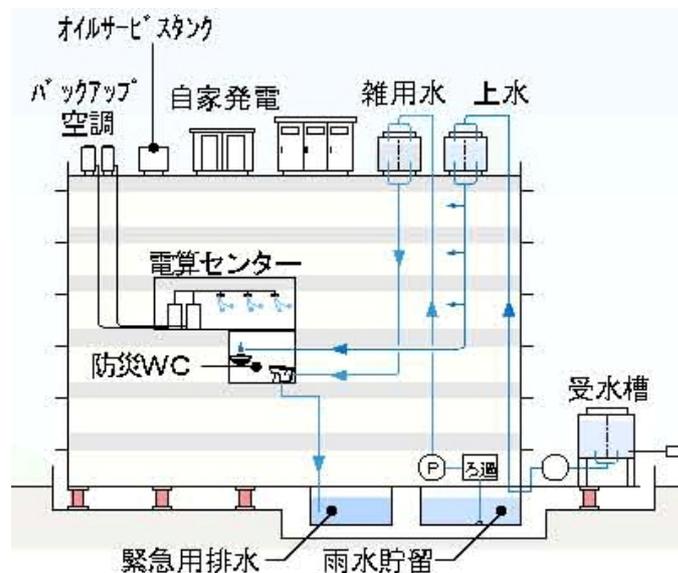
■ 整備方針

① 非常用発電装置

- 消防法に基づく非常用電源に加え、72時間連続運転可能な『非常用発電装置』を設置する。
- 非常用発電装置などについては、浸水などの影響をうけないよう設置場所の検討を行う。

② 雨水貯留設備・耐震性貯水槽

- 災害時の生活用水及び飲料水確保のため、雨水貯留施設及び飲料水耐震性貯水槽の整備を検討する。



バックアップ機能：水や電気の供給が途絶えるなどにより問題が起きた場合にも、機能が維持できるように備えておくこと。

ライフライン：電気・ガス・水道などの公共設備や電話などの通信設備など、都市機能を維持し、人々が日常生活を送るための必須の諸設備。

《 基本方針6 》 環境にやさしい庁舎

【機能整備の方針】(16) 省エネルギー・省資源等への対応

環境問題やエネルギー問題への取り組みは、公共施設の建設や運営においても重要視される課題である。

新庁舎においても、本村の中核な公共施設の一つとして、これらの課題に対し、先導的な取り組みを行っていく必要がある。

■ 整備方針

① 自然採光・自然通風

- 自然採光、自然通風を積極的に取入れ、照明や空調機器への負担を抑制する。

② 再生可能エネルギー設備

- 太陽光、太陽熱、地中熱及び風力等の再生可能な自然エネルギーを使った発電や冷暖房の設備、また、雨水利用等による水資源の節減などについて、その効果を含めエネルギー利用方法の検討を行う。



太陽光発電 参考資料



つくば市天窗：参考資料



地中熱： 地下の温度は土壌の断熱機能により大気の影響を受けにくく、一年を通してほぼ一定であることを利用し、冬場は、地中から熱をすくい上げる（暖房）、夏場は地上の熱を地中に放出する（冷房）という形で利用するもの。

【機能整備の方針】(17) ライフサイクルコスト低減への対応

光熱水費や将来の修繕・改修費などのライフサイクルコストは、建物のつくり方によって、大きな影響を受けるものである。

そこで、庁舎を建設する際には、当初に必要となる設計や建設費だけでなく、建物の生涯を通してかかる維持管理などの費用を含めたライフサイクルコストの低減に配慮することが重要である。

■ 整備方針

① 維持管理に優れた構造・材料

- 長寿の庁舎が実現できる建築構造物と材料を選択するとともに、規格品の採用にも留意する。

② 柔軟性を確保する設計・施工方

- 建物の柱・梁・床などの構造躯体（スケルトン）と内装・設備など（インフル）を分離した工法などを検討する。



柱のないオープンフロアの例
(つくば市庁舎)



着脱可能なサイドパネルの例
(福生市庁舎)

【機能整備方針】(18) 周辺環境への対応

新庁舎を計画するにあたり、敷地選定を行い選定された敷地に対して、庁舎の活動が敷地周辺住民の住環境や地域の街並みに影響を及ぼさないよう、できる限り配慮した計画を行う。

■ 整備方針

① 周辺に配慮したデザイン

- 庁舎周辺の居住者の住環境を考慮して、建物や敷地、周辺施設の景観整備を来庁者の動線にも配慮するなど、快適な公共空間の形成を目指す。
- 庁舎の屋上や壁面、あるいは庁舎の周囲や進入路などを活用した緑地の配置を検討し緑ある庁舎の検討を行う。



イメージ図：ソーラー照明 浜松市



緑のカーテンの例：小平市役所



壁面緑化の例：安城市役所



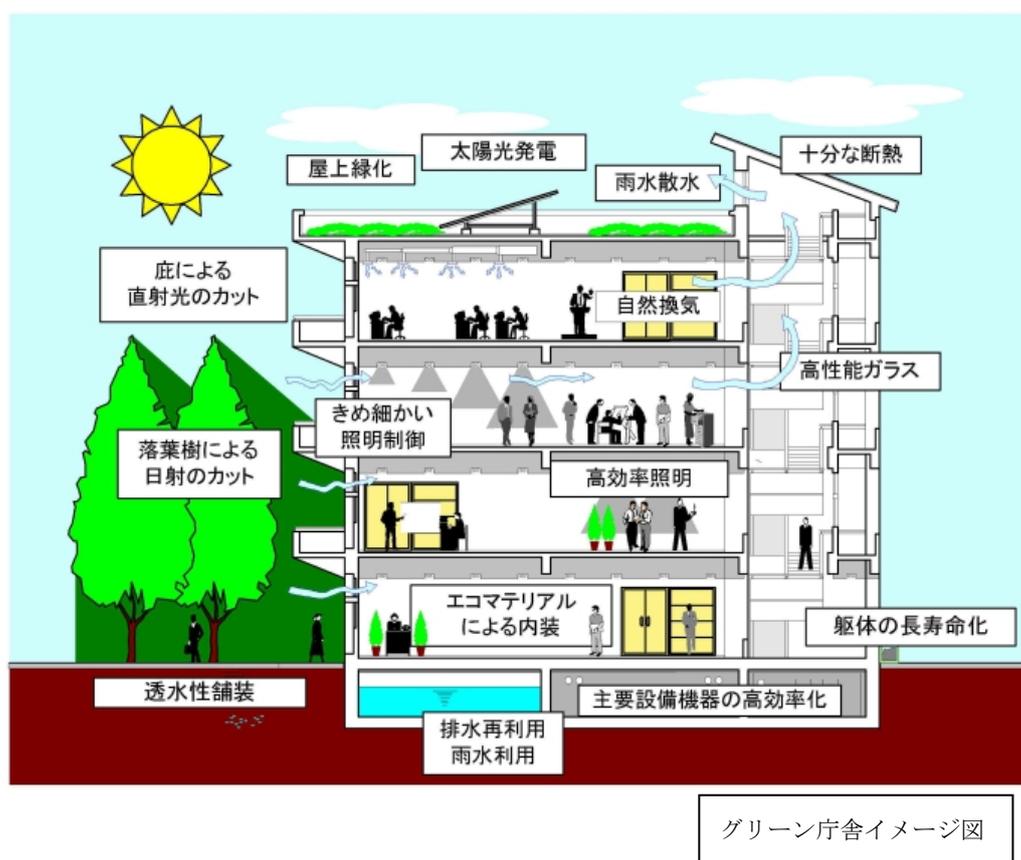
屋上緑化の例：立川市役所

7. 環境配慮型庁舎機能について

1. 環境負荷低減に配慮した新庁舎

地球環境、地域環境の保全について、行政として先導的に取り組む必要がある。新庁舎の計画・設計にあたっては、施設の位置、規模及び構造を勘案し、機能性、快適性、安全性、耐震性、経済性等の基本性能を満たした上で、グリーン化技術を積極的かつ効果的に採用することにより、可能な限り環境負荷の低減に努め、総合的な対策を講じた環境配慮型庁舎（以下グリーン庁舎）を目指した計画の検討を行う。

『グリーン庁舎』とは、環境基本法の基本理念に則り、その計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、我国の建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設を指した内容である。



【グリーン庁舎の基本事項】

- ・ グリーン庁舎の計画・設計にあたり、施設の位置、規模及び構造を勘案し、機能性、快適性、安全性、耐震性、経済性等の基本性能を満たした上で、グリーン化技術を積極的、かつ、効果的に採用することにより、可能な限り環境負荷の低減に努めた計画を行う。
- ・ グリーン庁舎の計画・設計においては、①周辺環境への配慮、②運用段階の省エネルギー・省資源、③長寿命化、④エコマテリアルの採用、⑤適正使用・適正処理、の5つの性能項目の水準を確保できるよう努めた計画を行う。

【グリーン化に係る性能の項目】

① 周辺環境への配慮

- ・ 施設の配置は、地形の改変を最小限にとどめる等、周辺環境に与える影響の軽減
- ・ 施設内外の緑化率を高める等、熱負荷の軽減、地域生態系の保護・育成、都市気候の緩和
- ・ 有害物質の排出を抑制する等、大気、水質、土壌等の周辺環境の汚染防止

② 運用段階の省エネルギー・省資源

ー負荷の抑制

- ・ 断熱性の高い工法・資材の採用等により、躯体を通した熱負荷の低減
- ・ 断熱・日射遮へい性の高い窓ガラスや庇等の採用により、開口部を通した熱負荷の低減
- ・ 室内で発生した熱や汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量の低減
- ・ 建築設備システムの構築において、エネルギー損失の低減

ー自然エネルギーの利用

- ・ 自然光の積極的活用による照明負荷の低減
- ・ 自然通風の積極的活用による冷房負荷の低減
- ・ 太陽光発電、太陽光給湯、外気冷暖房等による自然エネルギーの利用

ーエネルギー・資源の有効利用

- ・ エネルギーの有効かつ効率的な利用
- ・ 電力負荷の平準化
- ・ 施設部位に応じた運転制御方式による搬送エネルギーの最小化
- ・ 高効率照明器具の採用、施設部位に応じた点灯方式などによる照明エネルギーの最小化
- ・ 雨水又は排水処理水を施設の雑用水の一部として利用すると同時に各種節水システムの採用による水資源の消費低減
- ・ 信頼性が高く、適正な運転管理が可能な管理システムを構築することにより、施設で消費されるエネルギーの低減

エコマテリアル（環境を意識した材料）：優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクルまたは廃棄でき、しかも人に優しい材料。高品質で人にも環境にも優しい材料。

③ 長寿命化

- ・ 階高・床面積・床荷重等にゆとりを持たせることにより、内部機能の変化に柔軟に対応可能で、かつ維持管理が容易な計画
- ・ 耐久性・耐震性等に優れた建築材料・工法の活用により、建築物の長寿命化に務める
- ・ 維持管理・更新が容易である等、合理的耐久性を有する設備機器・システムの採用

④ エコマテリアル（環境を意識した材料）の使用

- ・ 環境負荷の少ない自然材料の採用
- ・ 熱帯林の減少に配慮し、熱帯材使用の合理化に努める
- ・ 副産物の再利用及びリサイクル材の採用に努める
- ・ 個々の資機材の更新が容易となるように、分解が容易な材料、モジュール材料等の採用に努める

⑤ 適正使用・適正処理

- ・ 建設副産物の発生抑制及び再利用に努める
- ・ 環境負荷の大きい物質を使用した資機材の使用抑制及び適正回収に努める
- ・ 施設運用時の廃棄物を適正に処理できるシステムの採用に努める

2. 環境負荷低減に配慮した新庁舎の考え方

【負荷抑制と自然エネルギー利用、資源の有効活用】

- ・ 建物内外の温度差と風を利用し、自然通風・換気を図る。また、空調システムと連動させることで、中間期以外でも積極的に外気冷房の使用を検討し、空調負荷の軽減を検討する。
- ・ 窓面からの自然採光で、昼間の照明電力の低減を図る。
- ・ 高断熱、高气密化により空調負荷の少ない施設とする。
- ・ 屋上の室外機置場上部に屋根やルーバーを設け、直射光を遮ることで、室外機の運転効率を高めるとともに、建物への直射光を減らすことで蓄熱作用を減らし、空調負荷を低減する。
- ・ エントランスホール等に、新エネルギーによる省エネルギー効果など、環境保全情報を施設利用者にわかりやすく発信する表示板を設置し、環境保全に対する啓発を図る。
- ・ 執務室は、冷暖房コストの低減と快適で人にやさしい空調を図る。
- ・ 雨水・中水利用、自動水洗・自閉水洗・節水型便器の採用により、水資源の有効利用を図る。
- ・ 高効率照明器具、長寿命な LED 灯を採用し、電力の消費を低減する計画とする。
- ・ 初期照度補正制御やセンサーによるトイレ・階段照明の消灯、減光制御や休日、夜間消灯制御により照明エネルギー消費の最小化を図る。

【効率化・省力化・長寿命化対策】

- ・ エネルギーの使用状況を監視・分析する BEMS*又は他のシステムの導入を検討し、継続的にエネルギー消費を検証・分析し、消費エネルギーの最適化を図る。
- ・ 汎用品の採用、消耗品の規格統一により、調達・在庫管理の省力化を図る。
- ・ 防災機能保守点検等を中央監視統合システムの採用を検討することで、機械的点検を行い、人力の省力化を図った計画とする。
- ・ 耐久性を配慮し、合理的な部材を選定することで長寿命化を図る。
- ・ 単純かつ明快なエネルギー供給動線や十分な点検スペースを確保し、更新・改修が容易な計画とする。
- ・ 乾式工法の間仕切り、フリーアクセスフロアなど将来の変化に対応しやすい工法の採用を行う。

【再資源の活用、廃棄物の循環再利用計画】

- ・ 再生資源の活用や、廃棄物の循環再利用を積極的に行うことで、環境配慮とともに、村民生活の中心となる庁舎として村民に対して環境問題への啓発を図る計画とする。
- ・ リサイクル製品（エコマーク）や再生砕石などの副産物・再生資源を活用する。
- ・ 低環境負荷材料「地場産材」「珪藻土」など自然材料の積極活用を図る。
- ・ コンクリート、アスファルト、木材など、再生可能な資材を積極的に活用する。
- ・ 高炉セメント・エコケーブル・リサイクル管・再生砕石などの副産物・再生資源を活用する。

【建築物総合環境性能評価システムによる環境性能の確保－CASBEE】

- ・ 新庁舎は、CASBEE の特徴である (1) 建築物のライフサイクルを通じた評価 (2) 建築物の環境品質と建築物の環境負荷の評価 (3) 環境効率による評価指標による評価、という 3 つの理念に基づいた計画を検討する。

フリーアクセスフロア：各種配線を床下に露出させることなく、床下に電力や電話、LAN ケーブル等の配線用のフロア構造

8. 庁舎規模の検討

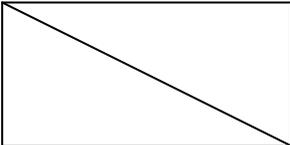
1. 庁舎規模の算定基準

①想定人口

平成 17 年における人口は 15,798 人、平成 24 年 3 月現在、住民基本台帳による人口は 17,843 人となっており、2,045 人の人口増加がある。全国的には少子化による人口減少の傾向であるが、中城村は、沖縄県の中での位置及び住みやすさ等が理由として、人口増加が続いている状況である。また、平成 25 年 7 月現在の人口は 18,715 人と現在も増加を続けている状況で、「中城村第四次総合計画」において、平成 33 年度には人口約 22,000 人になると見込まれている。

②将来職員数

平成 24 年 4 月現在の職員数は、正規職員数 115 人である。
将来的な行政機構については、行政需要の増加や行政システムの再構築を検討する必要があると思われるが、今回の試算については現行の組織を基本とし、現在吉の浦にある、教育委員会の教育総務課及び生涯学習課は新庁舎に属した計画とする。
新庁舎建設時における職員数は約 143 人（臨時・嘱託含む）とする。

	中城村職員数（臨時・嘱託含む）

③議員数

現在の中城村の住	全体数	本庁職員数	本庁舎外職員数
新庁舎勤務職員数	約 143 人	約 138 人	約 5 人

民数は年々増加の傾向があり、想定人口に基づく地方自治法の上限数が 26 人であるが、人口の増加にともなう議員数増加の可能性が低いことから、現議員数の 16 人で計画を行う。

④新庁舎の必要延床面積

庁舎規模の床面積算定は、職員一人あたりの執務面積に対する面積算定とし、次の方式により検討を行う。

- A. 総務省 地方債基準による算定
- B. 国土交通省 新営庁舎面積算定基準による算定
- C. 近隣町村の庁舎面積に対する職員 1 人当りの面積算定

2. 庁舎規模の算定

A. 総務省 地方債基準による算定

区 分		人 数	換算係数	換算人数	単位面積	基準面積
①事務室 面 積	特別職	3	12.00	36.00	4.50m ²	162.00m ²
	部長級	0	0.00	0.00		0.00m ²
	課長級	15	2.50	37.50		168.75m ²
	課長補佐 ・係長級	30	1.80	54.00		243.00m ²
	一般職	47	1.00	47.00		211.50m ²
	臨時・ 嘱託職員	48	1.00	48.00		216.00m ²
	計 ①	143 人	—	222.5 人		—
②倉庫	計 ②	事務室面積×13%		1,001×0.13	130.13m ²	
③ 会議室等	計 ③	全職員数×7.0m ²		143 人×7.0m ²	1,001.00m ²	
④玄関・ 通路等	計 ④	(計①+②+③) ×40%		2,132.38m ² ×0.4	852.95m ²	
⑤議事堂	計 ⑤	職員数×35m ²		16 人×35m ²	560.00m ²	
合 計	計①+②+③+④+⑤					3,545.33m ²

※地方債基準による面積算定は、行政部門・議会部門に限った基準で、事務所としての最低限の規模を算定する基準であり、現在の行政事務の多様化、情報化の進展に対応されておらず、将来的な事務室の規模、庁舎機能を満足する規模でないと考えられる。

B. 国土交通省 新営庁舎面積算定基準による算定

①	施設区分	算定基準					補正後		
		区分	人数	換算率	基準面積	算出面積			
①	執務面積	特別職	3	10.0	3.3	99.00			
		課長級	15	2.5		123.75			
		課長補佐・係長級	30	1.8		178.20			
		一般職	47	1.0		155.10			
		臨時・嘱託職員	48	1.0		158.40			
		小計（補正前）						714.45	
		小計（補正後＝補正前×1.10）						785.90	785.90
		② 附属面積							
	・会議室	職員100人当り40m ² 、10人増毎に4.0m ² 増 $40+4\times4.0m^2=56.0m^2$				56.00			
	・電話交換室	換算職員数 120～240人：36.0m ²				36.00			
	・倉庫	事務室面積（補正前）×13%＝714.45×0.13				92.88			
	・宿直室	1人想定 10m ² /人				10.00			
	・庁務員室	2人想定 10m ² /人、10m ² +1.65m ²				11.65			
	・湯沸室	10m ² ×4階（想定）				40.00			
	・受付	1人想定 6.5m ² /人				6.50			
	・便所及び洗面所	100人以上 46m ²				46.00			
	・医務室	100人以上 45m ²				45.00			
	・売店	全職員150人以上対象であるが、近郊に小売店等がない為、職員数×0.085m ² で算定を行う。 143×0.085				12.16			
小 計						356.19			
③ 設備関係面積									
	・機械室	①と②の面積を合計した数値＝714.45+356.18＝1,070.63m ² 有効面積1,000m ² 以上＝176m ²				176.00			
	・電気室	①と②の面積を合計した数値＝714.45+356.18＝1,070.63m ² 有効面積1,000m ² 以上＝61m ²				61.00			
小 計						237.00			

④	算定基準外諸室		
	・業務支援機能	相談室16室×10m ²	160.00
	・議会機能	総務省 地方債基準による算定より	560.00
	・多目的スペース	1階 20m×20m	400.00
	・電算機能	サーバー室、電算室	80.00
	・防災機能	備蓄倉庫、災害対策室等	300.00
	・保管機能	書庫、備品庫等 (①+②) ×10%	1,070.64 107.06
	・福利厚生機能	職員数×1.50m ²	214.50
	・その他	(①+②) ×10%	1,070.64 107.06
	小 計		1,928.62
⑤	交通部分		
	・交通部分	上記①～④面積計 (事務室は補正前)	3,236.26
		上記合計×35%	1,132.69
	小 計		1,132.69
	総 計		4,440.40

※ 交通部分・・・玄関、広間、廊下、階段室等

※ ①、②、③、⑤は新営一般庁舎面積算定基準より算定を行っており、④については、基準内の適用により「その他の室が必要な場合は、実状に応じてその面積を算定して、有効面積に加算する。」という内容により、別途面積計上を行っている。

C. 近隣町村の庁舎面積に対する職員 1 人当りの面積算定

近隣町村の庁舎内に勤務する職員 1 人当りの面積から、本庁舎の面積根拠の検討を行う。

市町村名	南風原町	北谷町	読谷村
人口 (H18.3)	33,267 人	26,881 人	38,530 人
庁舎竣工年	1998 年	1998 年	1997 年
延べ面積 (A)	7,148m ²	9,780m ²	8,495m ²
構造・規模	SRC 造 地上 6 階、 地下 1 階	RC 造 地上 4 階 地下 1 階	RC 造 地上 3 階 地下 1 階
庁舎勤務職員数 (B)	214 人	272 人	213 人
職員 1 人当り面積 =A/B	33.40m ²	35.96m ²	39.88m ²

※本庁舎に勤務する職員数は、臨時・嘱託職員を含めた人数（平成 18 年度調査）とする。

上記の近隣町村の面積検討により、本庁舎の 1 人当りの面積が最小面積である南風原町の面積 33.40m² を基に算定を行う。

$$\square 143 \text{ 人} \times 33.40 \text{ m}^2 = 4,776.20 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{約 } 4,700 \text{ m}^2$$

3. 庁舎の規模（延床面積）について

庁舎規模の検討を行った結果、A.総務省による面積算定=3,895.33m²、B.国土交通省による面積算定=4,440.40m²、C.近隣町村の庁舎面積による面積算定=4,776.20m²となった。

A.総務省の地方債基準は、単なる行政事務及び議会の場合であることを前提として設定されていると判断でき、新庁舎に求められる防災機能や市民交流機能などは加味されていないため、それらの面積を加算する必要がある。B.の国土交通省の新営庁舎面積算定基準は、国家機関の建築物に対して示したもので、それに含まれない施設については、実情に応じて必要面積を加算できることになっているが、来庁者の目的が多岐にわたる村役場の公共施設にはそぐわないと判断できる。また、近年の庁舎建設事例に基づく算定は、それぞれ自治体の建設方針により独自の付加機能を取り入れるなど、面積の決定に至るまでは様々な要因があることから、現状にそぐわない可能性がある。こうしたことから、現段階における新庁舎の想定延床面積の設定は、C.近隣町村の面積を算定根拠とすることが妥当であると判断する。

庁舎の想定延床面積=約 4,700m²（※車庫を除く）



職員 1 人当り⇒ 約 33.57m²
村民 1 人当り⇒ 約 0.25m²

4. 駐車場規模の検討

① 来庁者専用駐車場の規模の算定

【「最大滞留量の近似的計算法」による必要台数の略算】

- ・ 庁舎利用状況（来庁者数）を想定し、窓口部門、窓口部門以外に分けて、来庁者数と平均滞留時間を求め、来庁者用駐車場規模を算定する。

来庁者用駐車場については、1日の来庁者数のうち自動車で来庁する人の統計値により想定できるが、データがない場合には、一般に所轄人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者として想定を行う。（参考：「市・区・町役所の窓口事務施設の調査」より）

1日当りの車の来庁台数＝所轄人口×乗用車保有率×人口に対する来庁者の割合

- ・ 中城村人口：18,486人（平成24年度人口）
- ・ 中城村の乗用車保有率：14,087台÷18,486人＝0.762台／人

（自動車保有台数は、沖縄県総合事務局HPより）

□ 窓口部門の来庁台数 = (18,486人×0.762台／人) × 0.9% = 127台／日

□ 窓口部門以外の来庁台数 = (18,486人×0.762台／人) × 0.6% = 85台／日

- ・ 車の到着分布や駐車場時間分布の各庁舎における統計値がない場合には、「最大滞留量の近似的計算法」（岡田光正）によって所要駐車台数を算定することができる。

この略算法は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量（または同時使用量）を算定する近似的方法である。

必要駐車台数＝最大滞留量（台／時間）

$$= 1日当りの車の来庁台数 \times 集中率 (\alpha) \times 平均滞留時間 (T) / 60$$

- ・ 集中率（ α ）：庁舎は、一般事務所・美術館タイプに相当し、 $\alpha = 30\%$ と設定
- ・ 窓口部門の平均滞留時間（T）：窓口で約15分、駐車場と窓口の往復時間を約5分として T=20分とする。
- ・ 窓口部門以外の平均滞留時間（T）：一般駐車場でのデータから T=60分と設定
- ・ 駐車場の利用時間（回転数）60分を採用する。
 - 利用時間20分の滞留率 $20/60 = 0.33$
 - 利用時間60分の滞留率 $60/60 = 1.00$

- ・ 窓口部門の必要駐車場台数 = $127 \text{ 台} \times 30\% \times 0.33 = 13 \text{ 台}$
- ・ 窓口部門以外 = $85 \text{ 台} \times 30\% \times 1.00 = 26 \text{ 台}$

来庁者用駐車場の必要台数合計 = 39 台

② 公用車駐車場の検討

- ・ 公用車駐車場の台数については、現在所有している台数 40 台（マイクロバス 2 台）として台数算定を行う。

③ 職員用駐車場

職員用駐車場は現状の職員数 143 人分の駐車場計画を行う。

④ 議員用駐車場の検討

以下の 2 通りが考えられる。

- (イ) 現議員人数 16 人分の駐車場確保
- (ロ) 来庁者用駐車場に含まれているとみなす。

近年の事例では（ロ）が多いが、今回の計画では、一般駐車場台数を 39 台で設定しており、議会開催があった場合の議員による駐車場使用が最大で 16 台が想定され、一般住民の利用率が低くなる可能性がある。従って今回は（イ）の現議員数 16 台分の駐車場確保を行う計画とする。

④ 駐車場面積について

- ①から④の駐車台数より駐車場面積の算定を行う。

項目	駐車場（台数）					所要面積	駐車面積
	一般用	公用車	職員用	議員用	合計		
自動車	39 台	40 台	143 台	16 台	238 台	20m ²	4,760m ²
自転車	20 台	—	—	—	20 台	2m ²	40m ²
						合計	4,800m ²

来庁者・議員・職員用駐車場の必要面積 = 4,800m²

- ※ 上記駐車台数のうち、屋根付車庫が必要となる附帯施設の検討の必要性がある。
（車いす使用者用駐車場、村長・副村長用駐車場、議長用駐車場等）

5. 新庁舎建設用地規模の検討

庁舎建設に係る土地利用規制は、都市計画区域内・市街化調整区域であり、建ぺい率 60%、容積率 200%となる。新庁舎予定面積規模は約 4,700m²、駐車スペース約 4,800m²による面積で建設用地規模算定を行う。

□ 建物規模検討

- ・ 津波想定による建築物階数設定=4階建て
- ・ 新庁舎想定面積=4,700m²

以上条件により

$$4,700\text{m}^2 \div 4\text{階建て} = 1,175\text{m}^2$$

また建物自体の建ぺい率算定により

$$1,175\text{m}^2 \div 60\% \times 100 = 1,958\text{m}^2 \Rightarrow \text{約 } 2,000\text{m}^2$$

□ 駐車場面積

- ・ 駐車場面積 = 4,800m²

$$\begin{aligned} \therefore \text{建物想定面積} + \text{駐車場想定面積} &= 2,000\text{m}^2 + 4,800\text{m}^2 \\ &= 6,800\text{m}^2 \end{aligned}$$

新庁舎用地面積の想定規模 約 6,800m²

9. 新庁舎建設位置検討

(1) 本庁舎建設候補地の基本的な考え方

本庁舎の建設候補地については、行政業務の効率化や村民の利便性はもとより、中城村が目指す将来像の実現に寄与する「まちづくりの拠点」としての役割をはたし、また中城村のさらなる発展の基盤となる位置であることが求められる。

以上のことから、本庁舎の建設候補地のあり方としては、次の視点が必要であると考えられる。

① まちづくりの視点

都市基盤の整備はもとより、庁舎周辺地域の活性化やまちづくりの拠点としてふさわしい位置に立地することが望まれる。

② 環境保全の視点

豊かな自然環境に恵まれた本村においては、自然環境に配慮し、周辺との調和が図られる位置に立地することが望ましい。

③ 機能性と利便性の視点

来庁者にとっての交通利便はもとより、行政サービスと村民ニーズとの整合性、行政業務の効率化・集約などを考慮して総合的に利便性の高い位置とすることが望まれる。

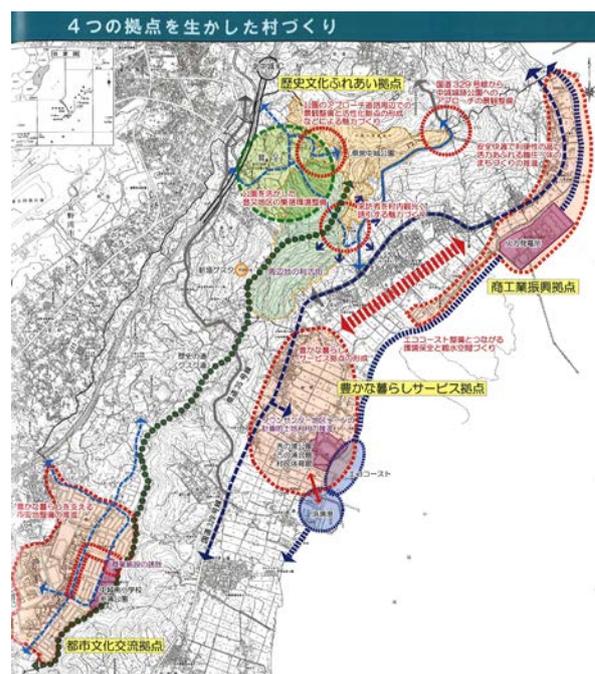
④ 防災拠点としての視点

防災の拠点施設として、震災や洪水からの安全性、災害復旧時の対応、他公共機関との連携が図られる位置に立地することが望まれる。

⑤ 経済性の視点

建設事業費を抑え、費用対効果の事業を進めることが可能な場所であることが望まれる

※建設候補地の抽出にあたっては、「中城村第四次総合計画・第2章土地利用計画、(2) 4つの拠点を生かした村づくり」の2) 豊かな暮らしサービス拠点(中央地区)による、範囲において計画を行うことが望ましいと判断できる。



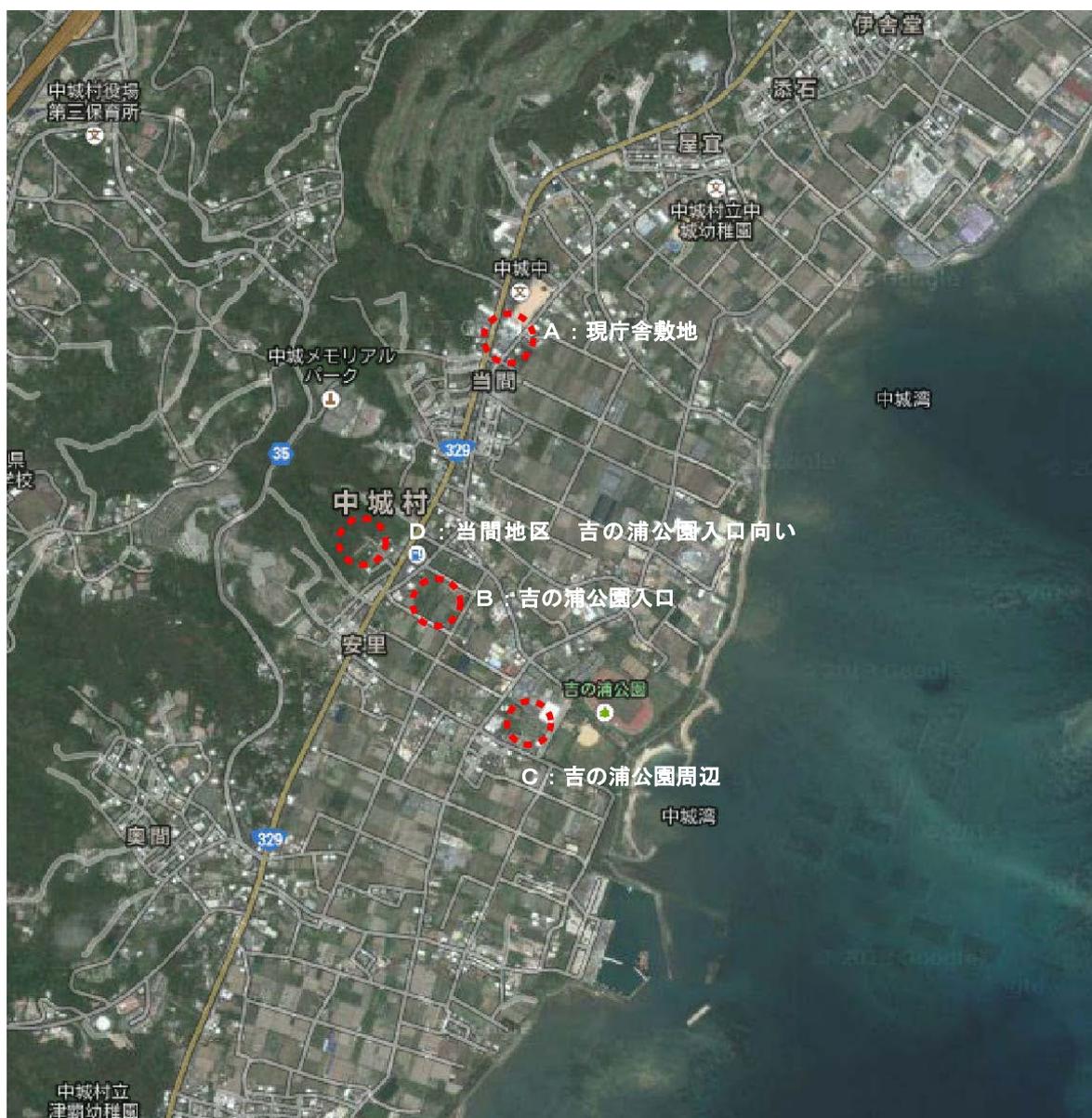
(2) 建設候補地検討に際しての条件

①地方自治法の規定

本庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項に「事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされている。

□以上の内容を考慮し、敷地候補地を以下の4地点を用地候補地として選出を行う。

- A：現在の庁舎敷地
- B：国道329号線近く、吉の浦公園入口
- C：吉の浦公園周辺
- D：当間地区 吉の裏公園入口向い



②他の官公署一覧

① 地方自治法の規定において、「交通の事情、他の官公署との関係等について・・・」
とされており、新庁舎用地検討位置と官公署との位置を以下に示す。



凡例

● : 官公署等の位置を示す

○ : 建設用地候補地

③中城村の公共施設及び所在地並びに連絡先

1	中城村役場	中城村字当間 176 番地	098-895-2131
1	中城村議会事務局	中城村字当間 176 番地	098-895-4318
1	中城村上下水道課	中城村字当間 176 番地	098-895-5280
2	中城村教育委員会教育総務課	中城村字安里 190 番地	098-895-3276
2	中城村民体育館・吉の浦公園	中城村字安里 190 番地	098-895-3707
3	吉の浦会館	中城村字安里 187 番地 1	098-895-6994
4	吉の浦保育所	中城村字当間 847 番地 1	098-988-0002
4	地域子育て支援センター	中城村字当間 847 番地 1	098-988-0134
4	なかよし児童館	中城村字当間 847 番地 1	098-988-0156
5	中城幼稚園	中城村字屋宜 240 番地 1	098-988-2496
6	津覇幼稚園	中城村字津覇 1182 番地	098-895-2473
7	中城小学校	中城村字屋宜 239 番地	098-895-3272
8	津覇小学校	中城村字津覇 1174 番地	098-895-2062
9	中城中学校	中城村字屋宜 741 番地 1	098-895-3271
10	中城城跡共同管理協議会	北中城村字大城 503 番地	098-935-5719
11	中城北中城清掃事務組合	北中城村渡口 2496 番地	098-935-4040
12	青葉苑（ゴミ処理場）	中城村字伊舎堂 787 番地	098-895-2911
13	中城村老人福祉センター	中城村字添石 236 番地	098-895-5661
13	中城村社会福祉協議会	中城村字添石 236 番地	098-895-4081
14	中城北中城消防本部	北中城村字大城 404 番地	098-935-4747
15	宜野湾警察署津覇駐在所	中城村字津覇 1396 番地	098-895-2838
16	宜野湾警察署伊舎堂駐在所	中城村字伊舎堂 193 番地	098-895-5124
17	中城浜漁港	中城村字浜 885 番地	098-895-4872
18	中城郵便局	中城村字当間 140 番地 10	098-895-5084
19	中城村商工会	中城村字屋宜 140 番地 5	098-895-2136
20	中城南小学校	中城村字南上原 800 番地	098-895-5505
21	中城村学校給食共同調理場	中城村字奥間 376 番地 6	098-895-5701

(2) 建設候補地

A：現在の庁舎敷地

候補地	現在の中城村庁舎敷地
候補地写真	
①まちづくりの視点	<ul style="list-style-type: none"> 中城中学校、中城郵便局、中城商工会議所等が敷地周辺にあり、人通りの多い場所である。 現敷地であり、まちづくりの拠点として計画を行うことができるが、敷地面積が狭いため、計画を行うことが難しい。
②環境保全の視点	<ul style="list-style-type: none"> 周辺建物の町並みと地域環境を含めた環境づくりに対しての配慮が必要である。
③機能性と利便性の視点	<ul style="list-style-type: none"> 国道 329 号が前面にあり、交通アクセスはよい。 現庁舎位置であるため、村民を含む利用者に認知度が高い。
④防災拠点としての視点	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が狭いため、防災拠点としての外部空間利用が難しい。 国道 329 号沿いであるため、視認性が高く防災拠点としての利便性がある。
⑤経済性の視点	<ul style="list-style-type: none"> 現敷地内での建設であるため、事業費の抑制につながる。 現庁舎を取り壊したあと建設を行うため、仮設建物が必要になり、また国道 329 号に接した敷地であるため、施工検討や工事期間中の影響に対する検討が必要。
⑥その他（用途地域）	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内・市街化調整区域、 建ぺい率 60%、容積率 200%

B：国道 329 号近く、吉の浦公園入口

候 補 地	吉の浦公園入口
候 補 地 写 真	
①まちづくりの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺には官公署等の建物が少ない。 ・ 敷地の広さは確保できる。 ・ 国道 329 号に沿った敷地ではないが、近接しているため国道からの利用が行いやすい。
②環境保全の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺建物の町並みと地域環境を含めた環境づくりに対しての配慮が必要である。 ・ 周辺は田畑に囲まれており、静かな場所である。
③機能性と利便性の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 329 号に近接しているため、交通アクセスはよい。 ・ 敷地周辺に官公署がない為、総合的な機能性及び利便性は低い場所である。
④防災拠点としての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の対応において、外部空間の確保が可能であるため、防災拠点として対応は可能である。
⑤経済性の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺にまとまった村有地がないため、民有地の購入が必要なため用地取得費が必要になる。 ・ 現庁舎の仮設建物が不要であるため経済的であり、施工検討や工事期間中の影響に対し検討を行いやすい。
⑥その他（用途地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内・市街化調整区域、 建ぺい率 60%、容積率 200%

C：吉の浦公園周辺

候補地	吉の浦公園周辺
候補地写真	
①まちづくりの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺には官公署等の建物があり総合的なまちづくりが可能である。 ・ 敷地の広さは確保できる。 ・ 国道 329 号に沿った敷地ではないが、公共建物が多いため駐車場等の附属施設の利用が可能である。
②環境保全の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺建物の町並みと地域環境を含めた環境づくりに対しての配慮が必要である。
③機能性と利便性の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 329 号から距離はあるが、交通アクセスはよい。 ・ 敷地周辺に公共建物があり、総合的な関連性において、機能性及び利便性により場所である。
④防災拠点としての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の対応において、外部空間の確保が可能であるため、防災拠点として対応は可能である。
⑤経済性の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺にまとまった村有地がないため、民有地の購入が必要なため用地取得費が必要になる。 ・ 現庁舎の仮設建物が不要であるため経済的であり、施工検討や工事期間中の影響に対し検討を行いやすい。
⑥その他（用途地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内・市街化調整区域、 ・ 建ぺい率 60%、容積率 200%

D：当間地区 吉の裏公園入口向い

候 補 地	当間地区 吉の裏公園入口向い
候 補 地 写 真	
①まちづくりの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺には官公署等の建物が少ない。 ・ 敷地の広さは確保できる。 ・ 国道 329 号沿いの敷地であり、国道からの利用が行いやすい。
②環境保全の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺建物の町並みと地域環境を含めた環境づくりに対しての配慮が必要である。
③機能性と利便性の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 329 号に接しているため、交通アクセスはよい。 ・ 敷地周辺に官公署がない為、総合的な機能性及び利便性は低い場所である。
④防災拠点としての視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の対応において、外部空間の確保が可能であるため、防災拠点として対応は可能である。 ・ 国道 329 号沿いであるため、視認性が高く防災拠点としての利便性がある。
⑤経済性の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺にまとまった村有地がないため、民有地の購入が必要のため用地取得費が必要になる。 ・ 現庁舎の仮設建物が不要であるため経済的であり、施工検討や工事期間中の影響に対し検討を行いやすい。
⑥その他（用途地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内・市街化調整区域、 ・ 建ぺい率 60%、容積率 200%

10. 新庁舎の施設計画

1. 配置予定部署

現在の組織機構をもとに、新庁舎への配置が想定される部署を以下の表に整理を行う。

各機能	室名（課名）	設置想定階
執行機能	村長室、副村長室、教育長室 応接室・会議室	2階～3階
執務機能	総務課、企画課、税務課、住民生活課、福祉課、 健康保険課、農林水産課、都市建設課、会計課、 企業立地・観光推進課、農業委員会事務局、 上下水道課、教育委員会（教育総務課、生涯学習課）、 選挙管理委員会事務局、相談・打合せスペース、 会議室、図書室、コピー室、書庫・倉庫 銀行用窓口・ATM、その他	1階～3階
議会機能	議会本会場、議長室、議員控室、議会事務局、 議会委員会室、図書室、書庫・倉庫	2階～3階
共用機能 村民交流機能	エントランスホール、総合案内、多目的スペース、 情報コーナー、インターネットコーナー、 食堂・売店、廊下・階段・WC等、その他	1階～2階
防災拠点機能	災害対策本部、備蓄倉庫、防災無線室、 自家発電装置、電算室等	3階～4階
庁舎管理機能	更衣室・浴室等、機械室、宿直室、電話交換室、 湯沸室、倉庫、職員組合室、職員休憩室、 書庫・倉庫、電算室、コピー室、その他	1階～4階

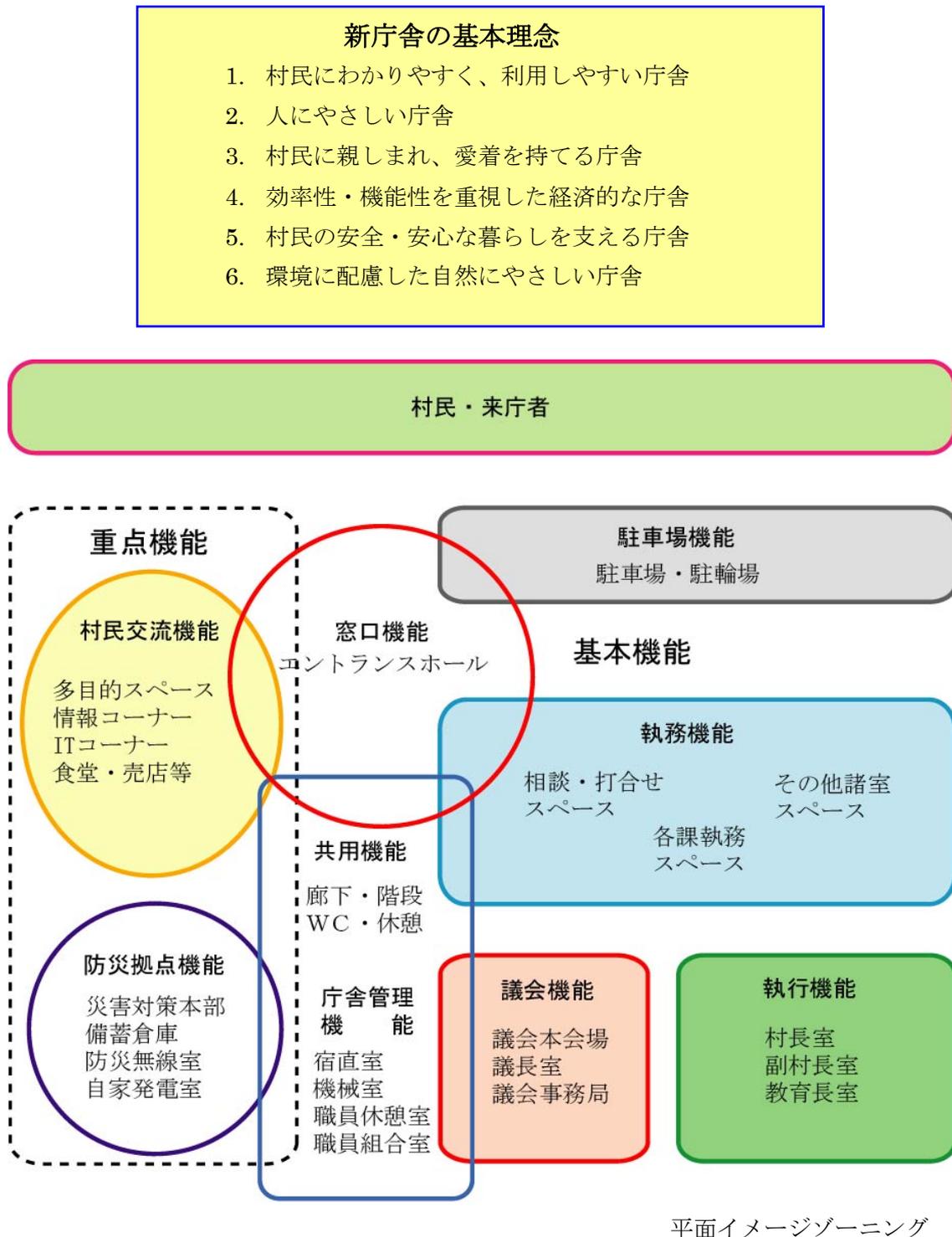
※ 上記組織機能は、現在の庁舎機能に現段階で必要と思われる機能を追加し、設定を行っているが、今後の法改正や地方分権の進捗、行政改革及び社会情勢の変化に対し、変更されることが想定される。

2. 庁舎基本機能の整理

① 新庁舎への導入機能

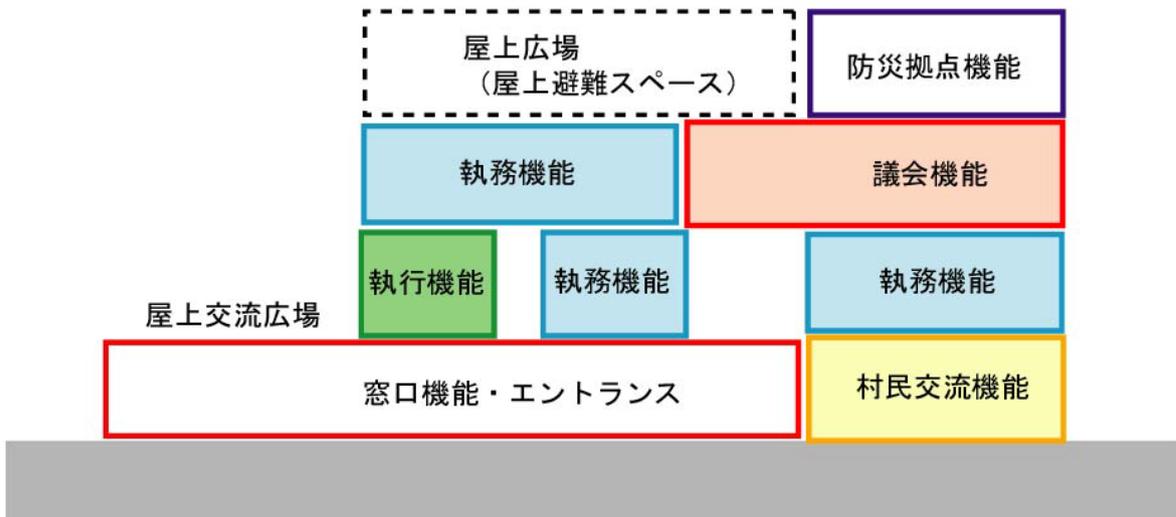
新庁舎に求められる機能を整理すると、「執務機能（窓口機能）」「執行機能」「議会機能」「共用機能」「庁舎管理機能」及び「駐車場機能」等の【基本機能】と、「村民交流機能」「防災拠点機能」の【重点機能】に分けることができる。

② 平面計画のイメージ



③ フロア構成（断面計画）イメージ

ここでは、庁舎の断面イメージとして4層のゾーン分けを行い、フロア構成の配慮すべき事項の整理を行う。



【低層部：1階】

低層部は、「窓口機能」を中心に配置を行い、村民交流機能と一体的な広がりのある空間づくりを行う。

【中層部：2・3階】

「執行機能」「執務機能」を基本的に計画し、施設利用者が使用しやすくまたわかりやすい計画とするため、吹抜け空間等で一体感のある空間づくりを行う。

【高層部：4階】

高層部は、災害時における防災拠点の計画を行い、屋上広場は、施設利用者のくつろぐスペースとして日常の使用を行い、災害時において屋上避難スペースとしての活用可能な計画を行う。

11. 概算事業費の算定

1. 事業費の検討

事業費の算定は、本計画の「8. 庁舎規模の算定において」の中で、「総務省起債基準面積、国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定及び近隣町村の庁舎面積に対する職員一人あたりの面積算定」により、新庁舎想定規模面積を 4,700m² として行う。

事業費の算定は、その施設の構造やデザイン、内外装材のほか、設備内容により大きく違うこととなり、これらの諸条件が新庁舎建設においてどのようになるかについては、庁舎機能の具体的な検討を行う「基本計画」「基本設計」「実施設計」の段階で細かな積算が必要になり、今回の基本構想での建設費はあくまで想定面積からの金額である。

庁舎建設費の算定方法については、「総務省の地方起債事業に基づく標準単価」による算定方法と、「近隣市町村の庁舎建設事業費 1m² 当りの平均単価」による算定方法で検討を行う。

① 「総務省の地方起債事業に基づく標準単価」による算定

$$\square 4,700\text{m}^2 \times 192,212 \text{円}/\text{m}^2 = 903,396 \text{ 千円}$$

② 「近隣市町村の庁舎建設事業費 1m² 当りの平均単価」

市町村名	南風原町	北谷町	読谷村
人口 (H18.3)	33,267 人	26,881 人	38,530 人
庁舎竣工年	1998 年	1998 年	1997 年
延べ面積 (A)	7,148m ²	9,780m ²	8,495m ²
庁舎勤務職員数 (B)	214 人	272 人	213 人
事業費 (C)	2,214,754 千円	3,001,615 千円	2,491,537 千円
1m ² 当りの単価	309,842 円/m ²	306,914 円/m ²	293,295 円/m ²

$$\text{平均単価} = (309,842 + 306,914 + 293,295) \div 3 = 303,350 \text{ 円}$$

$$\text{※平均単価} = \text{約 } 300,000 \text{ 円}$$

$$\square 4,700\text{m}^2 \times 300,000 \text{円}/\text{m}^2 = 1,410,000 \text{ 千円}$$

※①及び②の検討において、①の総務省の起債事業法に基づく算定は、行政部門・議会部門に限った基準で、事務所としての最低基準を算定するものであり、現在の行政部門の多様化、情報化等には対応されていないため、②の近隣市町村の庁舎建設事業費 1m² 当りの平均単価」による金額での算定を基準とし、計上を行う。

2. 庁舎建設費用の算定

建設費内訳	① 庁舎建設費	1,460,000 千円 (建設工事費、基本設計費等の委託費)
	② その他	140,000 千円 (備品購入等)
費用合計		1,600,000 千円

新庁舎建設の想定費用 約 16 億円

3. 建設用地費用の検討

「8. 庁舎規模の検討」内の「5.新庁舎建設用地規模の検討」より想定用地面積を 6,700m² とし、また用地費用については、公共用地取得単価等で想定した売却単価により想定した売却価格で算定を行うこととした。

$$\square 6,800\text{m}^2 \times 30,000 \text{ 円/m}^2 = 2,040,000 \text{ 千円}$$

建設用地の想定費用 約 2 億円

12. 事業スケジュール

本基本策定後の基本設計から新庁舎完成までの概算スケジュールは次の通りである。

	平成N年	平成N+1年	平成N+2年	平成N+3年	平成N+4年
基本計画 基本設計	←→				
実施設計		←→			
建築確認申請等			←→		
建築工事			←→		
外構工事 周辺整備工事				←→	
引越し 備品工事					↔
旧庁舎解体工事					↔
供用開始					→

※上記工程表はあくまで想定工程であるため、実際の工程とは条件等により異なるものである。

13. 資 料

- ・ 中城村の人口・世帯数推移
- ・ 中城村の産業構成
- ・ 年齢階級別人口
- ・ 字別・行政別人口及び世帯数
- ・ アンケート

中城村の人口・世帯数推移

人口、世帯数の推移

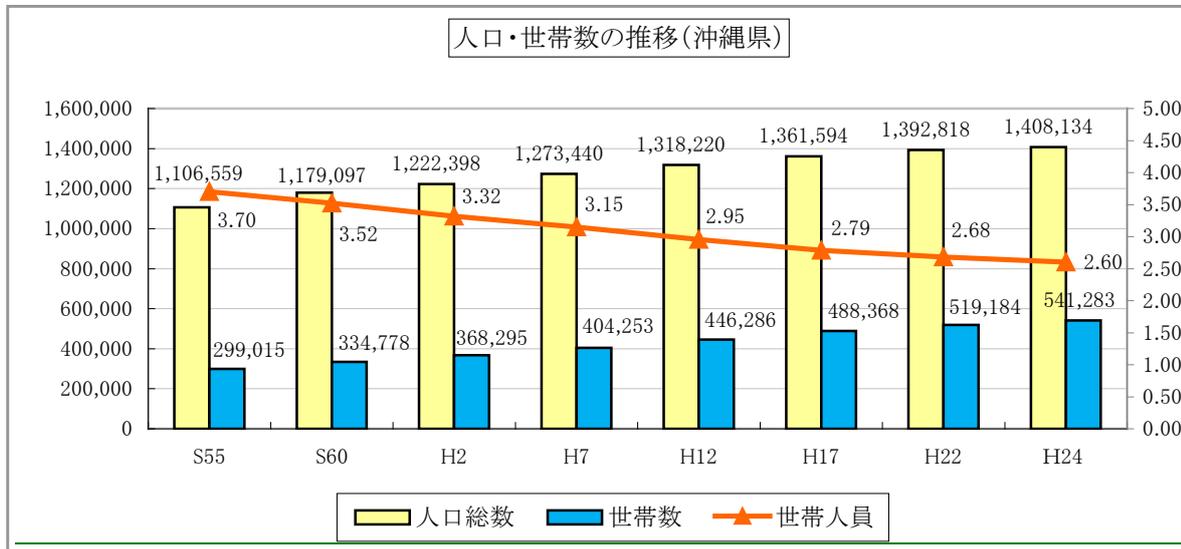
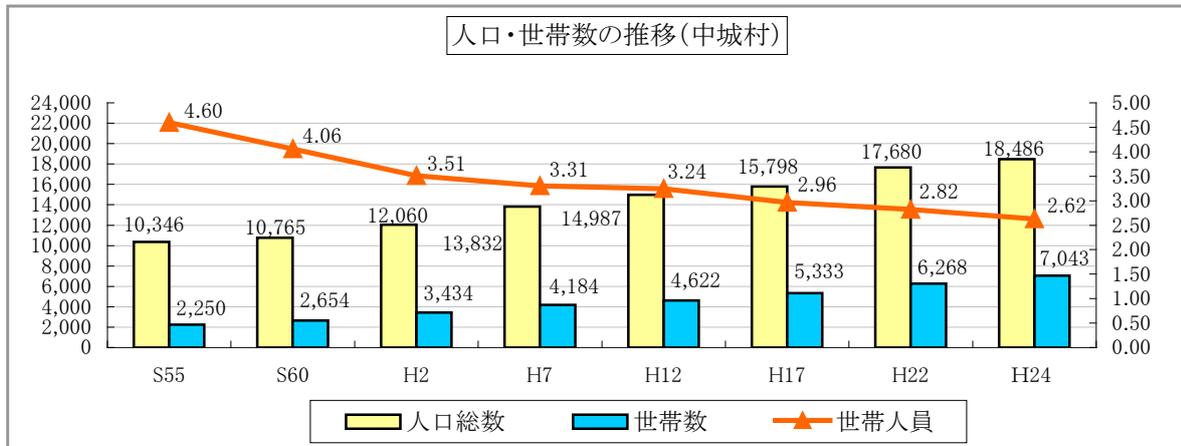
本村の人口、世帯数は、昭和55年以降穏やかに増加しており、平成22年10月の国勢調査において人口17,680人、世帯数6,268戸となっている。一世帯あたりの人数は減少傾向にあり、昭和55年の4.6人(10,346人/2,250戸)に対し、平成22年には2.8人(17,680人/6,268戸)となり、平成25年度現在では、2.6人となっている。

表 人口・世帯の推移

(単位:人、世帯、人/世帯)

		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H24
中 城 村	人口総数	10,346	10,765	12,060	13,832	14,987	15,798	17,680	18,486
	世帯数	2,250	2,654	3,434	4,185	4,622	5,333	6,268	7,043
	世帯人員	4.60	4.06	3.51	3.31	3.24	2.96	2.82	2.62
沖 縄 県	人口総数	1,106,559	1,179,097	1,222,398	1,273,440	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,408,134
	世帯数	299,015	334,778	368,295	404,253	446,286	488,368	520,191	541,283
	世帯人員	3.70	3.52	3.32	3.15	2.95	2.79	2.68	2.60

資料: S55~H22 国勢調査 H25 沖縄県統計資料



中城村の産業構成

産業構成

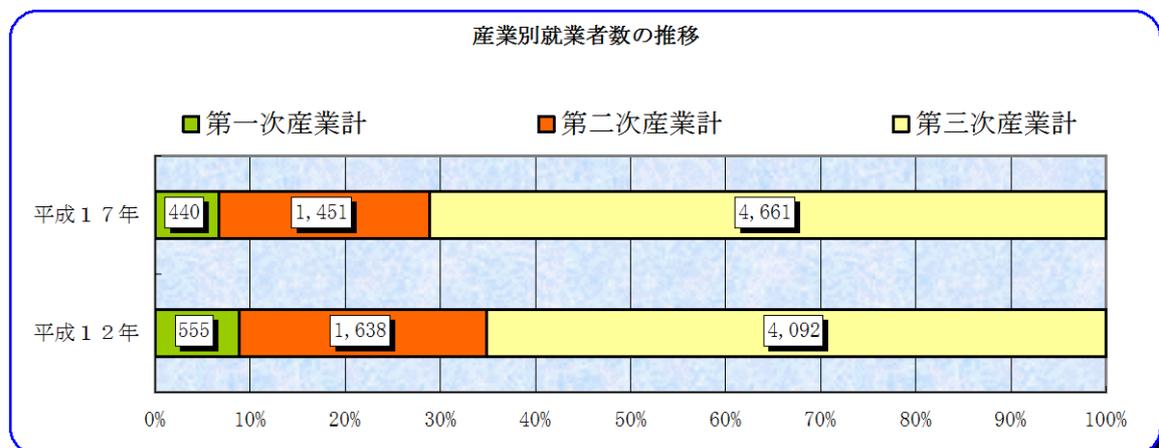
本村の産業別就業者数は第三次産業が最も多く、平成17年は全体の71%を占め、そのうちサービス業が40.5%となっている。平成12年からの推移をみると、第一次産業は8.8%から6.7%減少、第二次産業は26.1%から22.1%の減少、第三次産業は65.1%から71%の増加となっている。

産業別就業者の推移

単位：人、%

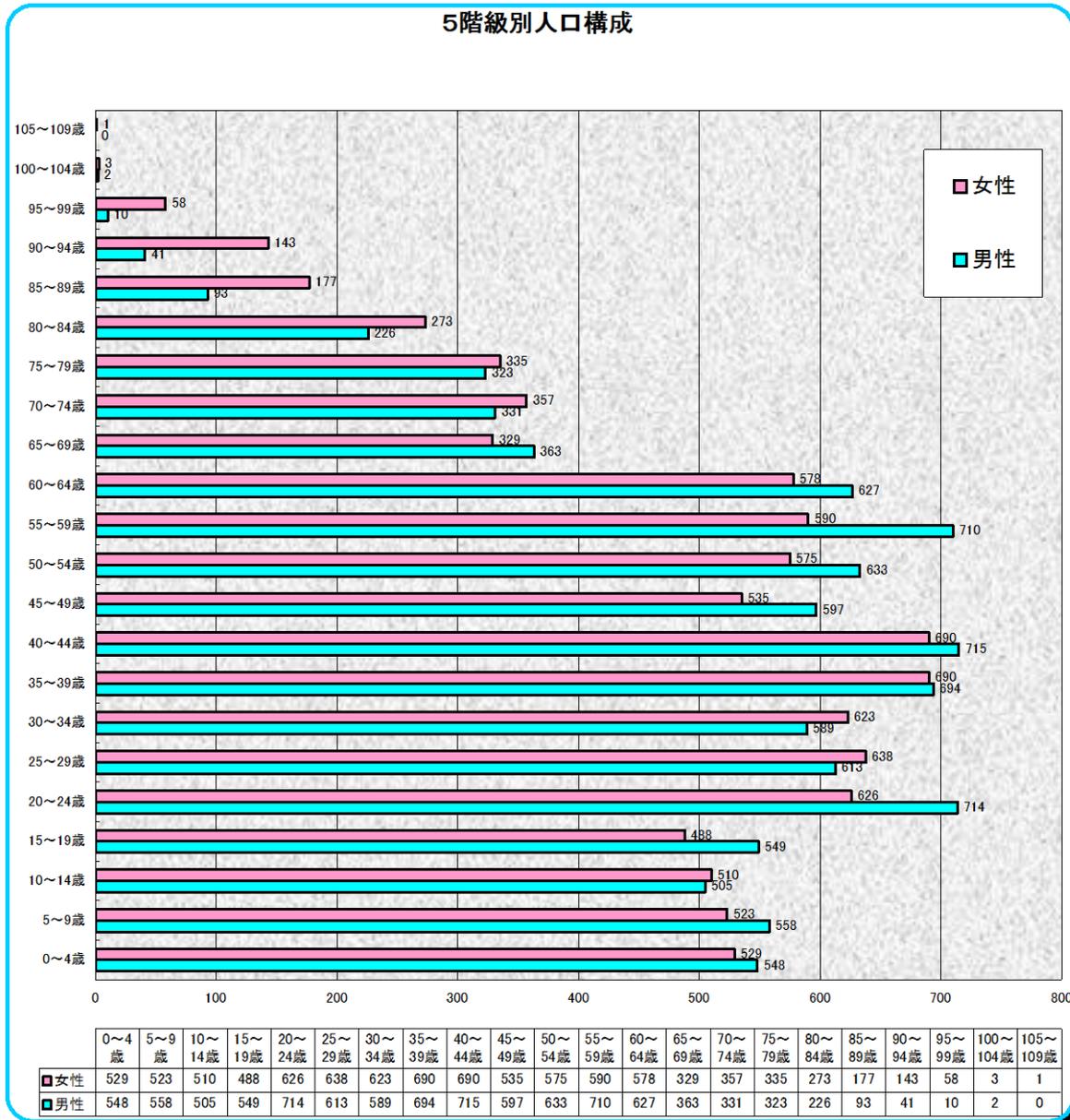
区 分	平成12年				平成17年			
	総数	男	女	構成	総数	男	女	構成
農業	522	386	136		409	321	88	6.2
林業・狩猟業	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
漁業・水産養殖業	33	30	3	0.5	31	31	0	0.5
第一次産業 計	555	416	139	8.8	440	352	88	6.7
鉱業	4	2	2	0.1	3	1	2	0.0
建設業	1,201	1,086	115	19.1	1,033	915	118	15.7
製造業	433	267	166	6.9	415	261	154	6.3
第二次産業 計	1,638	1,355	283	26.1	1,451	1,177	274	22.1
卸売・小売業	1,341	621	720	21.3	1,177	579	598	17.9
金融・保険・不動産	134	65	69	2.1	131	65	66	2.0
運輸・通信業	366	324	42	5.8	383	321	62	5.8
電気・ガス・水道業	23	20	3	0.4	38	34	4	0.6
サービス業	1,935	912	1,023	30.8	2,658	1,188	1,470	40.5
公務	293	183	110	4.7	274	186	88	4.2
第三次産業 計	4,092	2,125	1,967	65.1	4,661	2,373	2,288	71.0
分類不能の産業	0	0	0	0	10	7	3	0.2
合計	6,285	3,896	2,389	100.0	6,562	3,909	2,653	100.0

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



年齢階級別人口

本村の年齢階級別人口構成は、以下のグラフのとおりである。0～14歳、15～64歳、65歳以上の3区分にした場合、0～14歳が16.5%、15～64歳が66.9%、65歳以上が16.6%であり、若年者と高齢者が同じ比率となっている。

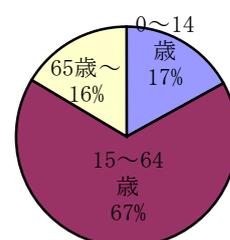


年齢階級別人口（3区分）

単位：人、%

年齢	総数	割合
0～14歳	3,173	17.0%
15～64歳	12,474	66.7%
65歳～	3,065	16.4%
全体	18,712	100.0%

年齢階級別人口（3区分）

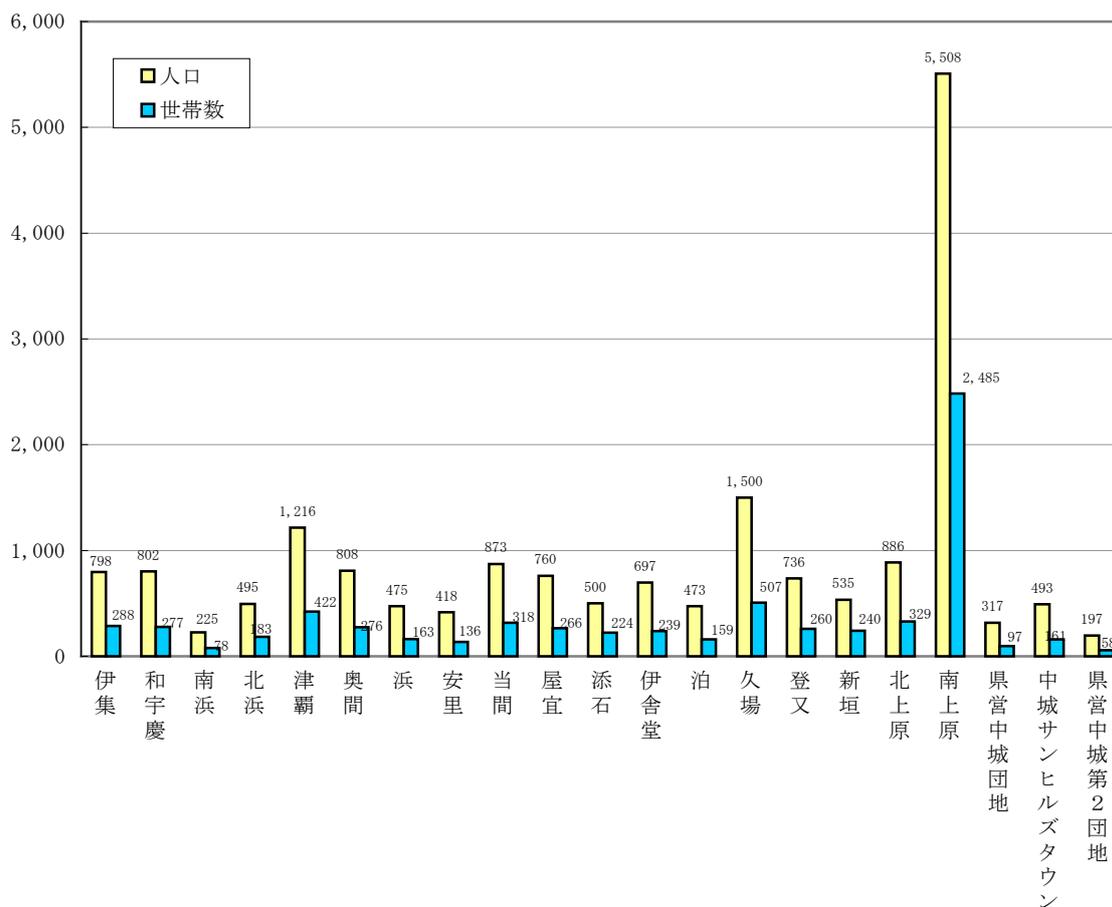


資料：中城村HP（平成25年6月現在）

字別・行政別人口及び世帯数

本村には 21 の行政区があり、その中でも最も多いのは「南上原」5,508 人、「久場」1,500 人「津覇」1,216 人であり、最も世帯数が多いのは「南上原」2,485 世帯、「久場」507 世帯「津覇」422 世帯となっている。

表：行政区別人口及び世帯数



行政区名	人口	世帯数	行政区名	人口	世帯数	行政区名	人口	世帯数
伊集	798	288	安里	418	136	登又	736	260
和宇慶	802	277	当間	873	318	新垣	535	240
南浜	225	78	屋宜	760	266	北上原	886	329
北浜	495	183	添石	500	224	南上原	5,508	2,485
津覇	1,216	422	伊舎堂	697	239	県営中城団地	317	97
奥間	808	276	泊	43	159	中城サンヒルズタウン	493	161
浜	475	163	久場	1,500	507	県営中城第2団地	197	58

資料：中城村HP（平成25年6月現在）

□アンケート

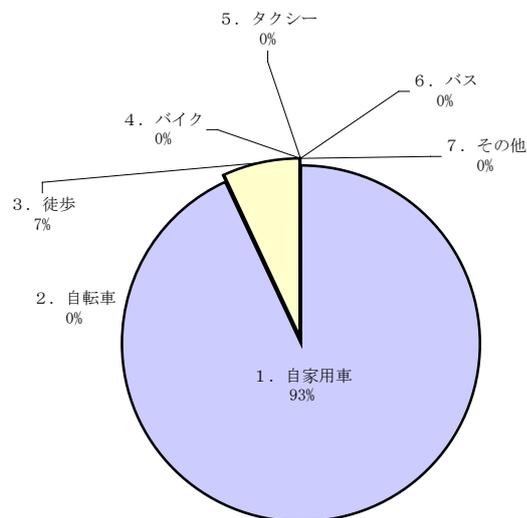
村役場への来訪状況について

Q あなたは、村役場に来訪する際に利用する交通手段は何ですか？

（主に利用する交通手段の番号を1つ回答してください。）

本庁舎は、「自家用車」93.0%が最も多く、「徒歩」7.0%となっている。

項目	回答数	
1. 自家用車	40人	93.0%
2. 自転車	0人	0.0%
3. 徒歩	3人	7.0%
4. バイク	0人	0.0%
5. タクシー	0人	0.0%
6. バス	0人	0.0%
7. その他	0人	0.0%
合計	43人	100.0%

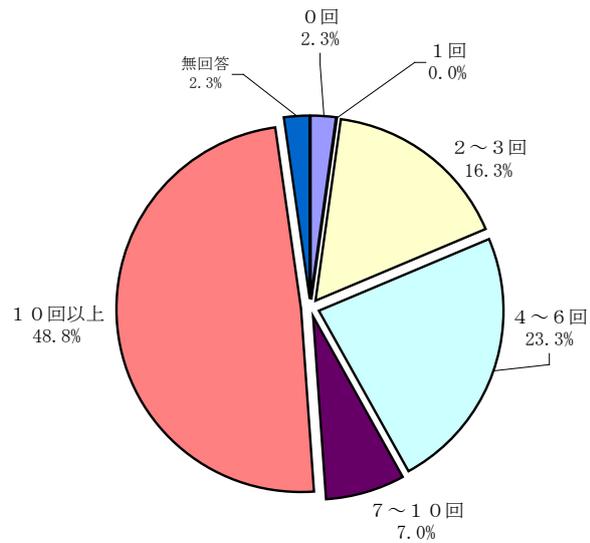


Q 村役場には1年間で何回来訪しましたか？

（当てはまる番号を1つ回答してください）

村役場の訪問階数は、「10回以上」48.8%が最も高く、次に「4～6回」23.3%となっている。

項目	回答数	
0回	1人	2.3%
1回	0人	0.0%
2～3回	7人	16.3%
4～6回	10人	23.3%
7～10回	3人	7.0%
10回以上	21人	48.8%
無回答	1人	2.3%
合計	43人	100.0%

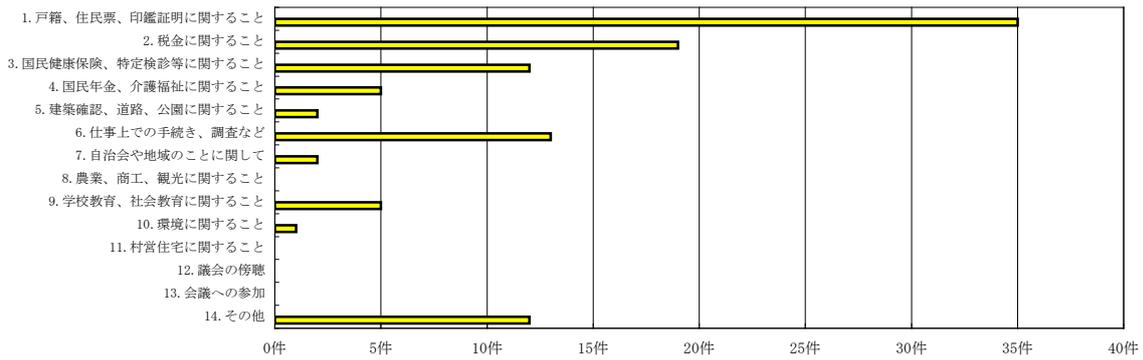


Q 村役場に来訪する主な目的は何ですか？

(主な目的の番号を 3つまで 回答してください。)

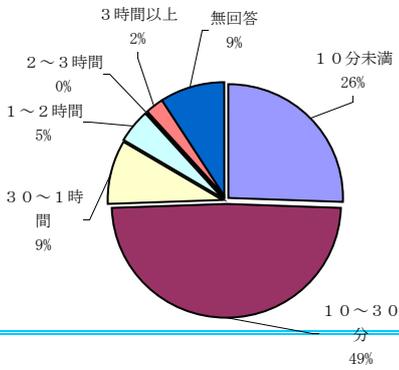
「住民生活課（戸籍、住民票、印鑑証明）に関すること」33.0%が最も高く、「税金に関すること」17.9%、「仕事上での手続き、調査など」12.3%、「国民健康保険、特定検診等に関すること」「その他（仕事・子どもの医療費助成・各種届出や申請手続き等）」11.3%となっている。

項目	回答数	
1. 戸籍や住民票、印鑑証明に関すること。	35件	33.0%
2. 税金に関すること。	19件	17.9%
3. 国民健康保険、特定検診等に関すること。	12件	11.3%
4. 国民年金、介護福祉に関すること。	5件	4.7%
5. 建築確認、道路、保留地、公園に関すること。	2件	1.9%
6. 仕事上での手続き、調査など。	13件	12.3%
7. 自治会や地域のことにに関して。	2件	1.9%
8. 農業、商工、観光に関すること。	0件	0.0%
9. 学校教育、社会教育に関すること。	5件	4.7%
10. 環境に関すること。	1件	0.9%
11. 村営住宅に関すること。	0件	0.0%
12. 議会の傍聴。	0件	0.0%
13. 会議への参加。	0件	0.0%
14. その他 (仕事・子どもの医療費助成・各種届出や申請手続き等)	12件	11.3%
合計	106件	100.0%



Q 村役場において用事を済ますまでにかかった時間はどのくらいですか？

項目	回答数	
10分未満	11人	25.6%
10～30分	21人	48.8%
30～1時間	4人	9.3%
1～2時間	2人	4.7%
2～3時間	0人	0.0%
3時間以上	1人	2.3%
無回答	4人	9.3%
合計	43人	100.0%



「村役場」建物に関する質問です

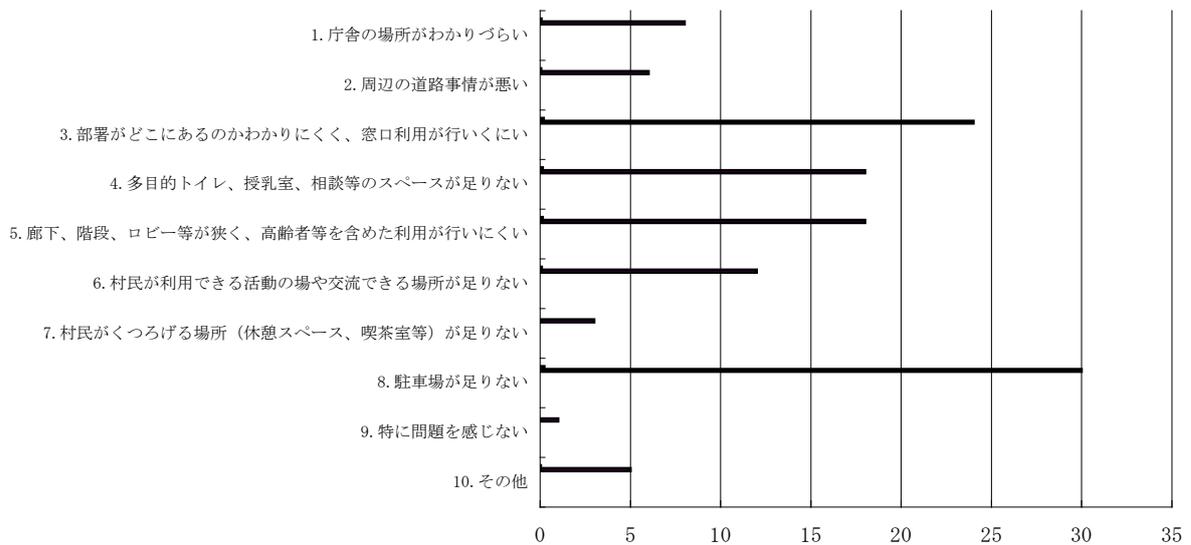
Q 現在の「村役場」の建物、環境をどのように感じますか？

(主な感想の番号を3つまで回答してください。)

「駐車場が足りない」24.0%が最も高く、「部署がどこにあるのかわかりにくく、窓口利用がおこないにくい」19.2%「多目的トイレ、授乳室、相談室スペースが足りない」「廊下、階段、ロビーが狭く、高齢者等を含めた利用がおこないにくい」がともに14.4%となっている。

項目	回答数	
1. 庁舎の場所がわかりづらい	8件	6.4%
2. 周辺の道路事情が悪い	6件	4.8%
3. 部署がどこにあるのかわかりにくく、窓口利用がおこないにくい。	24件	19.2%
4. 多目的トイレ、授乳室、相談等のスペースが足りない	18件	14.4%
5. 廊下、階段、ロビー等が狭く、高齢者等を含めた利用が行いにくい。	18件	14.4%
6. 村民が利用できる活動の場や交流できる場所が足りない	12件	9.6%
7. 村民がくつろげる場所（休憩スペース、喫茶室等）が足りない	3件	2.4%
8. 駐車場が足りない	30件	24.0%
9. 特に問題を感じない	1件	0.8%
10. その他	5件	4.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・見た目が非常に古い ・庁舎が国道より低いので、わかりづらい ・庁舎が人口に対し狭い、古い ・暗い 		

<ul style="list-style-type: none"> ・子連れの場合ベビーベットがあったほうが良いと思った ・プライベートな話も窓口でやり取りするので簡単な仕切りのあるブースがあると良いと思う。他人に聞かれたくない話もある。 ・座って手続きができるようにしてほしい。 ・老朽化に伴う危険性、利用しづらさ、行政サービスの増加に伴う庁舎スペースの不足 		
合計	125 件	100.0%



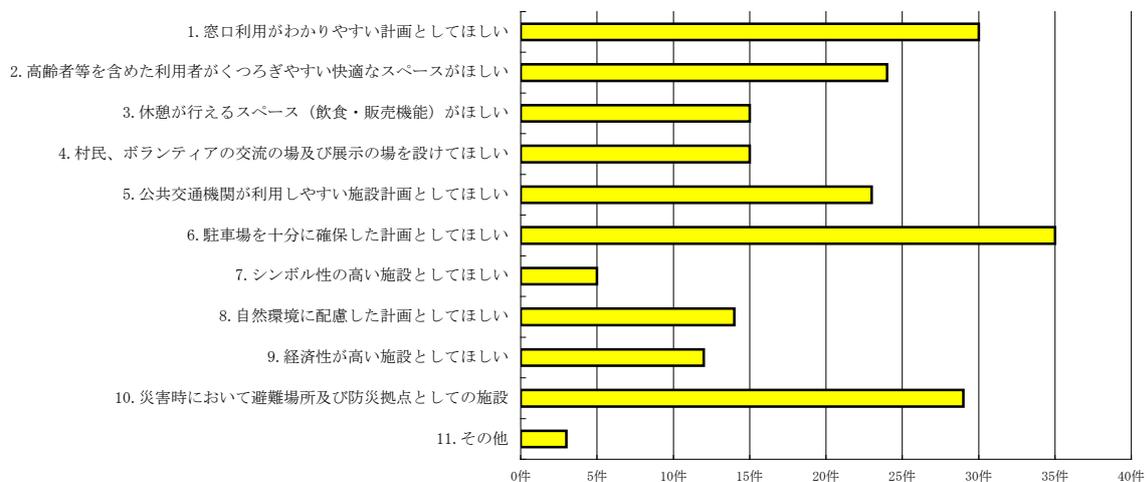
「新しい庁舎」についての質問です

Q 新しい庁舎において重要視することは何ですか？

(当てはまる番号を **3つまで** 回答してください。)

これからの新庁舎に望む機能として、必要と感じているものは、「駐車場を十分確保した計画としてほしい」「窓口利用がわかりやすい計画としてほしい」については 6 割以上が希望している。その他、「災害時において、避難場所及び防災拠点として活動できる施設としてほしい。」「高齢者等を含めた利用者がくつろぎやすい快適なスペースがほしい」の希望が多い傾向となっている。

項目	回答数	
1. 窓口利用がわかりやすい計画としてほしい	30件	14.9%
2. 高齢者等を含めた利用者がくつろぎやすい快適なスペースがほしい	24件	11.9%
3. 休憩が行えるスペース（飲食・販売機能）がほしい	15件	7.4%
4. 村民、ボランティアの交流の場及び展示の場を設けてほしい	15件	7.4%
5. 公共交通機関が利用しやすい施設計画としてほしい	23件	11.4%
6. 駐車場を十分に確保した計画としてほしい	35件	17.3%
7. シンボル性の高い施設としてほしい	5件	2.5%
8. 自然環境に配慮した計画（省エネルギーの配慮、自然エネルギーの利用等）としてほしい	14件	6.9%
9. 経済性が高い計画としてほしい （建設費や維持管理費が安い、建物の寿命が長い等）	12件	5.9%
10. 災害時において、避難場所及び防災拠点として活動ができる施設としてほしい	29件	14.4%
11. その他 ・経済性が高い計画と避難場所と防災拠点として活動できる計画を望む ・プライバシー保護できる窓口スペースがほしい ・座って手続きができるようにしてほしい ・執務が快適に行える収納の広さ（書庫）、住民が利用しやすい設計 （バリアフリー、窓口が一面に見渡せるようなレイアウト）	3件	1.5%
合計	202件	100.0%



Q 新しい庁舎は現在の位置から「移転」することを検討しています

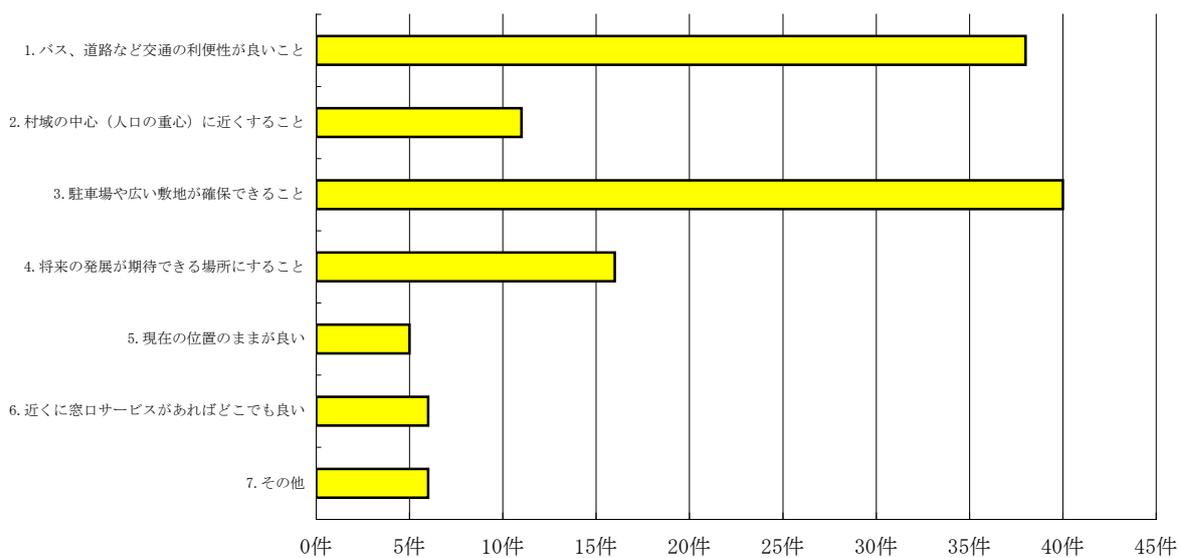
移転する際に、何を重要視すれば良いと思いますか？

（当てはまる番号を **3つまで** 回答してください。）

「駐車場や拾い敷地が確保できること」32.8%と最も高く、「バス、道路など交通の利便性が良いこと」31.3%、「将来の発展が期待できる場所」13.1%となっている。

項目	回答数
----	-----

1. バス、道路など交通の利便性が良いこと	38件	31.1%
2. 村域の中心（人口の重心）に近くすること	11件	9.0%
3. 駐車場や広い敷地が確保できること	40件	32.8%
4. 将来の発展が期待できる場所にすること	16件	13.1%
5. 現在の位置のままが良い	5件	4.1%
6. 近くに窓口サービスがあれば庁舎はどこでもよい	6件	4.9%
7. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い ・防災機能として考えれば、現実的に高台付近の字が望ましい ・バスなどは沖縄市で実施しているコミュニティーバスを同じように実施することで改善できるのでは ・災害時にも対応出来る場所 ・高台に位置するところ 	6件	4.9%
合計	122件	100.0%

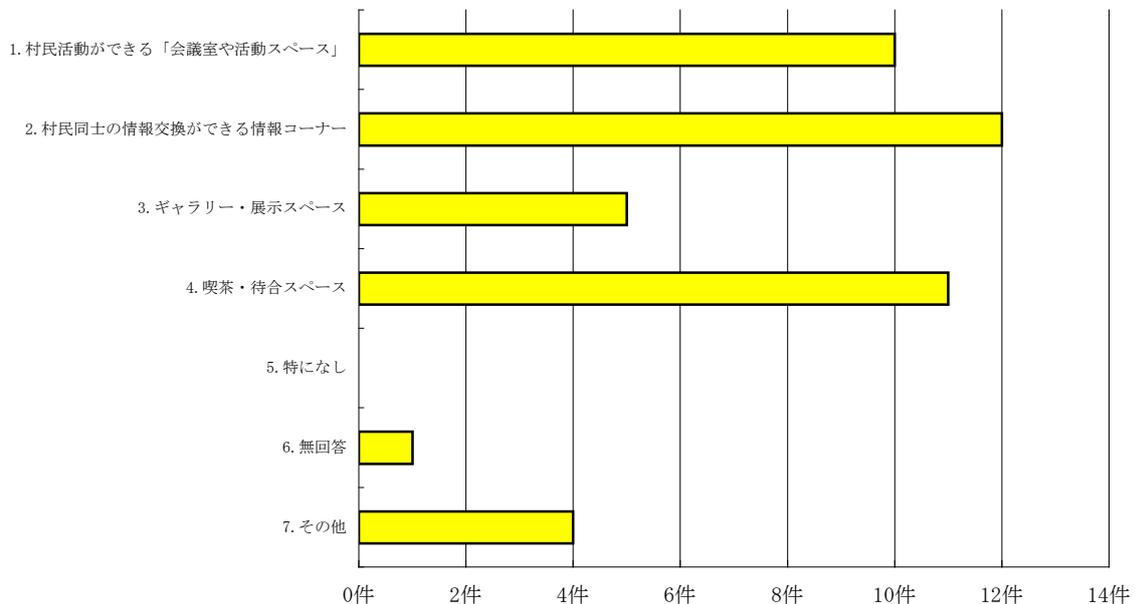


Q 新しい庁舎の「村民機能」として必要な施設はなんですか

(当てはまる番号を1つまで回答してください。)

「村民どうしの情報交換ができる情報コーナー」27.9%と最も高く、「喫茶・待合スペース」25.6%、「村民活動ができる会議室や活動スペース」23.3%となっている。

項目	回答数	
1. 村民活動ができる「会議室や活動スペース」	10件	23.3%
2. 村民同士の情報交換ができる情報コーナー	12件	27.9%
3. ギャラリー・展示スペース	5件	11.6%
4. 喫茶・待合スペース	11件	25.6%
5. 特になし	0件	0.0%
6. 無回答	1件	2.3%
7. その他 ・ 特産品等の販売イベント等ができるスペース ・ 村民がリフレッシュできる場所 ・ 2と4を兼ね揃えてほしい ・ 1と3がほしい	4件	9.3%
合計	43件	100.0%



○ 機能・規模に関する意見

- ・ ATMの設置
- ・ シャワールームの設置
- ・ バリアフリーへの配慮
- ・ 職務スペース、相談室、会議室、イベントスペース、書庫・書棚の確保
- ・ OA化に伴う電源の確保
- ・ 課ごとに大きな番号と色ごとで表示してほしい。
- ・ 障害者・高齢者・妊婦さん等が活用できる駐車場。
- ・ 住民登録後の手続きがしやすいよう隣接する課を設置してほしい。
- ・ 建設後の維持管理についても、しっかりとした管理をして少しでも施設を長寿命化させるような設計にしてほしいです。
- ・ スペースや構造だけでなく、設置される設備にもバランスよく投資して、高機能な役場になると良いと思います。
- ・ 住民のプライバシーが守れるようなスペースの確保。
- ・ トイレを2ヶ所以上。
- ・ 会議室を確保してほしい。
- ・ 駐車場を高齢者、子供がいる親に配慮したつくりにしてほしい。
- ・ 各課がどこにあるのかわかりやすく設置。
- ・ 課や部署の増減に対応しやすい間取り。(例：可動本棚で仕切りができる)
- ・ 総合窓口機能の設置。
- ・ 座って窓口処理ができるようにしてほしい。
- ・ 障害者や乳幼児連れが使用しやすいトイレの設置。
- ・ 村民から親しまれるシンボリックな庁舎になってほしい。(ATM、印鑑、収入印紙等)
- ・ 軽食スペースや授乳室。
- ・ 村民も利用できる食堂がほしい。
- ・ キッズルームがほしい。
- ・ 中央公民館がない。庁舎内に取り込んで村民の活動情報、発信地、交流の場として取り込んでほしい。
- ・ 簡易村営バスがあればいいと思う。

○ 候補地に関する意見

- ・ 別の場所に移転するのであれば一緒に図書館も作ってほしい。
- ・ 郵便局や農協が近いので今の場所がいい。現在の職員駐車場に移転するのはどうか。
- ・ 新庁舎敷地内で村民がリフレッシュできるような展望がいいところや、散歩がてら通って、一休みしたくなる植物の広場があれば、村民の心の健康に寄与でき中城村の明るい未来の象徴になると思う。
- ・ 早めに新庁舎の建設に向けて動いてほしいです。（現施設の老朽化が進んでおり危険である。）
- ・ 現在の位置だと郵便局や農協が近いので利用しやすいはずなんですが、金融機関が遠くなるのは不便です。職員駐車場と庁舎の位置を変えるだけで大分利用しやすくなると思います。上地区が利用しやすいよう配慮があればすごくいいです。